

# 東京都新型インフルエンザ対策行動計画

平成 17 年 12 月

東 京 都



## 行動計画の策定にあたって

近年、アジアを中心に発生した「重症急性呼吸器症候群（SARS）」をはじめ、「ウエストナイル熱」や「高病原性鳥インフルエンザ」などの新興感染症がより脅威をもって迫っている。

なかでも高病原性鳥インフルエンザは、アジアからロシア、東欧へと拡大し、中国、ベトナム、タイ、カンボジア、インドネシアでは、ヒトへの感染と死亡例が報告されている。

ヒトに感染するA型インフルエンザウイルスは、その抗原性を少しずつ変化させ、ときに突然大きな変異を起こし、世界的大流行を起こすことが知られている。1918年のスペインかぜ（H1N1）では、全世界の患者数は約6億人、死亡者は2,000万～4,000万人、日本でも患者数は約2,300万人、死亡者は約38万人に上ったとされている。その後も1957年のアジアかぜ（H2N2）、1968年の香港かぜ（H3N2）が新型インフルエンザとして出現し、大流行を引き起こしてきた。

世界保健機関（WHO）は、新型インフルエンザ出現の可能性はかつてないほど高まっていると警告を発している。新型インフルエンザが出現した場合、人類は免疫を持たないため、世界中での大流行は不可避であると言われている。首都東京でも大流行に伴う健康被害にとどまらず、社会的・経済的な混乱が生じることが危惧される。

本行動計画は、平成17年10月、都の新興感染症対策会議が発表した「東京都の新型インフルエンザ対策について（報告）」に基づき、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年11月）も踏まえ、都が実施すべき具体的対策について取りまとめたものである。

今後、都は、本行動計画に基づき、新型インフルエンザ情報の早期把握、医療体制の整備など、健康危機管理の観点から対策を充実し、健康被害とともに、社会的・経済的被害を最小限にとどめ、新型インフルエンザの脅威から都民の生命と健康を守り、安全・安心を確保していく。

なお、本行動計画の具体化にあたっては、都民をはじめ区市町村、国、首都圏の県市、医師会等の関係機関との十分な相互理解と協力・連携が不可欠である。そのため、区市町村については、本行動計画を踏まえ、地域の実情に応じた必要な対策を実施するよう要請するとともに、皆様のなお一層のお力添えをいただけるようお願い申し上げます。

# 行動計画の基本方針

## 【 総 論 】

# 1 基本的考え方

新型インフルエンザの発生の時期や地域、発生した場合の感染力、病原性の強さ等を正確に予測することは困難であるが、新型インフルエンザが発生した場合においても、周到な計画のもとに発生初期の段階で抑え込むことにより、感染拡大を防止しなければならない。

また、新型インフルエンザ対策の目的は、可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を破たんに至らせないことにある。このため、以下の点を踏まえ、本行動計画を策定した。

なお、新型インフルエンザの流行は、必ずしも予測どおりに展開するものではないことも想定されることから、常に本行動計画を見直し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

## 流行予測

行動計画を策定する前提となる状況を明らかにするため、流行予測を行うこととした。その際、人口の集中する東京の特性を考慮して予測を行った。

## 発生段階

行動計画の策定に当たっては、発生段階に応じ、適切な対策を講じることが効果的である。このため、海外で新型インフルエンザが発生し、日本への流入が避けられず、大規模な流行が起こるというプロセスを想定し、6つの発生段階に区分した。

## 対策の基本項目

行動計画の内容を、サーベイランス、情報提供、相談・検査、医療物資の確保と活用、医療体制、防疫体制の6つの項目に分類し、各発生段階において、それぞれの対策の違いが明らかになるようにした。

## 危機管理体制

人口が集中し、人の動きが活発な東京において、流行が拡大した場合、健康被害にとどまらず、社会的機能に対しても多くの影響を及ぼすことから、発生段階に応じた危機管理体制を整備した。

## 大規模流行に備えた対策

危機管理の観点から見ると、予測を超えた最悪の事態を想定しておくことも重要であるため、「大規模流行期」という発生段階を設定し、現時点で考えられる対策を示した。

## 2 流行予測

新型インフルエンザウイルスが出現した場合、人類は免疫のない状態で新しいウイルスと直面することとなる。都市化の進行、人口密度の増加、国際的な輸送・交通網の発達などにより、過去の流行と比較すると、より急速に世界中に広がり、より多くの患者・重症患者が発生することが予想される。

流行規模については、「全人口の25%が罹患する」という国の想定（「新型インフルエンザ対策行動計画（平成17年11月）」）を参考にし、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患するものとして流行予測を行った。

### <東京都の流行予測>

罹患割合：都民の約30%が罹患すると想定

患者数：3,785,000人

### ・健康被害の予測

新型インフルエンザに罹患した患者は、全員が医療機関を受診するものとし、国立感染症研究所の協力により以下の被害予測を行った。

入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出した。また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定した。

なお、この予測を最近5年間のインフルエンザの流行と比べると、1シーズン（10月～4月）の患者数（注1）では約5.2倍、インフルエンザ関連死亡者数（注2）では約3.3倍となり、現行の医療体制に過大な負荷がかかることが想定される。

---

#### （注1）1シーズン（10月～4月）の患者数

推計723,500人。1999年～2004年シーズン（第40週～第16週）の1シーズン当たりの定点報告数から推計した。

#### （注2）インフルエンザ関連死亡者数

推計430人。1999年～2004年シーズン（10月～4月）の1シーズン当たりのインフルエンザ関連死亡者数（感染症研究所）から推計した。

なお、インフルエンザ関連死亡とは、インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

< 健康被害の予測 >

(1) 流行予測による被害

ア 外来受診者数 : 3,785,000 人

イ 入院患者数 : 291,200 人

ウ 死亡者数 : 14,100 人 (インフルエンザ関連死亡者数)

(2) 流行予測のピーク時の被害

ア 1日新規外来患者数 : 49,300 人

イ 1日最大患者数 : 373,200 人

ウ 1日新規入院患者数 : 3,800 人

エ 1日最大必要病床数 : 26,500 床

・ 流行ピーク時の予測

理論値としての基本再生産数 ( $R_0=1.25$ ) と罹患率 (約 30%) から流行曲線を描くことは可能である。

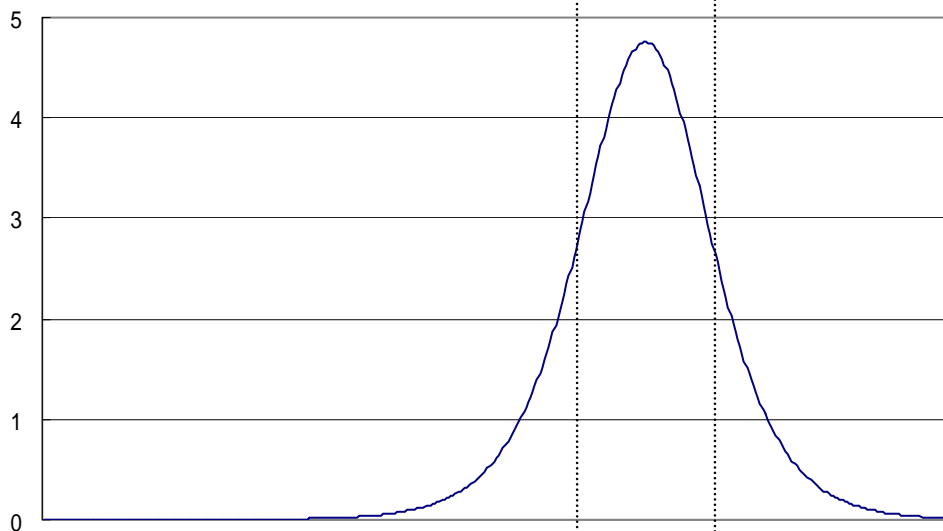
これによると、インフルエンザの一般的な流行期間である 8 週間の期間で見ると、ピークの前後 8 週間で患者数は、約 236 万人で、予測した患者数の約 62% がこの期間に集中すると考えられる。

流 行 曲 線

仮定条件
基本再生産数 ( $R_0=1.25$ )
罹患率 (約 30%)

8 週間  
受診者数 約 236 万人  
入院患者数 約 18 万人  
予測患者全体の約 62%

1日最大受診者数 (万人)



### 3 発生段階

本行動計画においては、発生状況に応じた対応策を検討するため、新型インフルエンザの発生段階を以下のように設定した。以下の基準を一応の目安とするが、実際の運用については患者の発生状況、病状及び専門家等の意見を踏まえ、その都度、知事が決定する。

なお、終息に向かっていたものが上昇に転じ、増加傾向が1週間以上継続する場合は再燃したものとし、該当する発生段階に戻して対策を講ずる。

#### (1) 発生前期

海外に限らず、国内でも野鳥、家きんなどへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザとは認められない時期

#### (2) 海外発生期

海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認される時期

#### (3) 国内発生期

国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染拡大は非常に限られている時期

#### (4) 都内流行期

< 前期 > 都内で複数のクラスター（感染者の小集団）が見られ、さらに感染拡大が予想される時期

< 後期 > 都内で急速に感染が拡大し、流行している時期

#### (5) 大規模流行期

流行予測を超えて都内で大流行し、入院患者が都内の全医療機関で確保可能な病床数を超える規模で発生することが予想され、新たな対応が必要とされる時期（確保可能な病床は、流行ピーク時に必要とされる病床数約26,500床とほぼ同数と考えられる。）

#### (6) 流行終息期

感染症指定医療機関等において、新型インフルエンザに係る新規外来患者数が1医療機関当たり週10人以下となる状況が2週間続いた時期



## 4 発生段階別目標と主な対策

発生段階		目 標	主な対策
発生前期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ発生の早期把握</li> <li>・ 新型インフルエンザ発生に備えた準備行動の計画的実施</li> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザの防疫とヒトへの感染防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ サーベイランス体制の充実</li> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザの監視、防疫体制の整備、ヒトへの感染把握体制の確保</li> <li>・ 感染拡大に備えた医療体制の確保</li> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬等の医療に必要な物資の確保</li> </ul>
海外発生期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都内における新型インフルエンザ発生の早期発見</li> <li>・ 海外発生に関する情報収集</li> <li>・ 国内発生に備えた全庁的な対策の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期発見のための「アラート」の発動</li> <li>・ 健康不安者等からの電話相談体制の構築</li> <li>・ 健康安全研究センターにおける検査体制の整備</li> </ul>
国内発生期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都内で発生した際の抑え込みの徹底</li> <li>・ 感染拡大に備えた医療体制の確保</li> <li>・ 都民への適切な情報提供による混乱防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事による「発生宣言」</li> <li>・ 「アラート」の活用及び検査体制の強化</li> <li>・ 感染拡大を防止するため、情報提供体制・相談体制の強化</li> <li>・ 感染症指定医療機関を中心とした診療の実施と感染拡大に備えた医療体制の整備</li> </ul>
都内流行期	前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徹底した封じ込め策による流行拡大の防止</li> <li>・ 患者の急増に備えた外来・入院医療の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事による「流行警戒宣言」</li> <li>・ 区市町村単位での「発熱センター」の開設</li> <li>・ 流行の拡大に備えた医療体制の強化</li> <li>・ 不要不急の外出や催し物の自粛</li> </ul>
	後期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都内での流行の抑制</li> <li>・ 社会機能の維持</li> <li>・ 社会不安の解消とパニック防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重症患者を中心とする入院医療体制への転換</li> <li>・ 病床を含めた既存の医療資源の最大限の活用</li> <li>・ 公共交通機関、ライフラインの確保</li> <li>・ 社会不安を解消する広報活動の充実・強化</li> </ul>
大規模流行期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザの大流行による社会機能の破たん回避</li> <li>・ 大規模流行に応じた新たな医療体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事による「感染症緊急事態宣言」</li> <li>・ 公共交通機関の運行縮小</li> <li>・ 企業等の事業活動の自粛</li> <li>・ 学校等の公共施設を臨時医療施設として活用</li> <li>・ 遺体安置所の設置等の実施</li> </ul>
流行終息期		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会機能の段階的回復</li> <li>・ 流行が再燃した場合の対策強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事による「終息宣言」</li> <li>・ 臨時医療施設での医療を感染症指定医療機関等へ移行</li> <li>・ 新たな発生や流行の再燃への備え、計画の見直しと体制の改善</li> </ul>

## 5 危機管理体制

新型インフルエンザの発生・流行に伴い、都民の健康被害や社会的・経済的被害が予想されることから、都は各発生段階に対応した以下の組織を中心に、危機管理体制を確立する。

発生段階	危機管理体制	体制の概要
発生前期	危機管理対策会議	議 長：危機管理監 構成員：各局危機管理主管部長
海外発生期		
国内発生期	感染症対策本部	本部長：知 事 構成員：各局の局長  (参加要請機関) 陸上自衛隊、区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関  〔 災害対策基本法に基づき設置される災害対策本部に準じる体制とする。 〕
都内流行期		
大規模流行期		
流行終息期	感染症緊急事態対策本部	

指揮伝達のあり方や必要な要員の確保について事前に定めておく。

## 6 対策の基本項目

東京都の新型インフルエンザ対策は、(1)サーベイランス、(2)情報提供、(3)相談・検査、(4)医療物資の確保と活用、(5)医療体制、(6)防疫体制の6つの基本項目に分けて、各発生段階における行動計画を策定した。

### (1) サーベイランス

新型インフルエンザの発生に対して素早く対応するためには、新型インフルエンザの出現をいち早く察知することが必要であることから、サーベイランス体制を強化し、早期把握に努める。

発生前期においては、新型インフルエンザの国内初発の可能性も視野に入れ、高病原性鳥インフルエンザの監視、インフルエンザ定点医療機関からの情報の収集・分析を行う感染症発生動向調査などにより、都内での監視体制の強化を図る。

海外発生期には、アジア感染症対策プロジェクトにより構築したアジア11都市のネットワークを活用し、新型インフルエンザについての詳細な情報を入手・分析するとともに、感染症指定医療機関、保健所等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステムを活用し、感染症情報を迅速・効率的に共有化する。

また、都内での患者発生を早期に把握するため、「東京・新型インフルエンザアラート」を発動する。

国内発生期には、「アラート」の強化等により早期発見に努め、都内流行期以降は、ネットワークシステム等を活用した情報収集を継続し、感染拡大の防止を図る。

### (2) 情報提供

新型インフルエンザに関する情報については、感染予防と拡大防止の観点から、各発生段階に対応した適切な情報提供を行い、都民や関係機関と情報を共有していくことが必要である。

都民への情報提供については、新型インフルエンザや鳥インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知し、感染防止を図っていくことが重要である。

発生前期は、新型インフルエンザの基本的な知識について、ホームページ

等を通じて都民に周知するとともに、様々なメディアを活用し、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるための情報提供体制を構築する。

海外発生期は、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策等について都民に周知していく。国内発生期には、都民へのメッセージャーとして設置する専任の広報担当者から最新情報を提供するとともに、風評等によるパニック防止に努める。

また、都内流行期には、知事が「流行警戒宣言」を発し、都民に不要不急の外出を控えるよう呼びかけるなど、感染拡大の防止を図る。

大規模流行期には、知事が「感染症緊急事態宣言」を発し、公共交通機関の運行縮小等を都民に訴え、流行の収縮に努める。

関係機関への情報提供については、都医師会、区市町村等の関係機関と連携し、統一的な対応を図るため随時必要な情報提供を行う。

発生前期には、これらの関係機関に対し、本行動計画について周知を行い、理解と協力を求める。海外発生期には、海外での発生状況などの最新情報の提供を行うとともに、国内発生後の対応策について協力を要請する。

国内発生期には、区市町村（区保健所を含む。）からの相談等に対応する窓口を設置し、専任職員を配置して適切に対応する。都内流行期以降は、引き続き迅速・正確に情報提供を継続し、関係機関との連携を図っていく。

### (3) 相談・検査

都民からの相談に対応するため、専用回線による電話相談体制の整備を図るとともに、発生段階ごとに状況に応じた相談体制を構築する。

海外発生期には、新型インフルエンザ発生国への渡航者、発生国からの帰国者等からの電話相談により、必要に応じて「東京・新型インフルエンザアラート」による検査を行い、患者の早期発見に努める。

都内流行期以降は、都民の不安解消を図るとともに、健康相談のほか、生活福祉など多様な相談に対応する。

検査については、健康安全研究センターにおいて、新型インフルエンザウイルスの最新情報の収集に努め、各発生段階に応じた迅速かつ効果的な検査体制を構築する。

発生前期には、検査に必要な試薬類を確保するとともに、新型インフルエンザの検査体制を整備する。都内で新型インフルエンザの発生が疑われた場合には、直ちにウイルス検査を実施する。

国内発生期には、迅速診断キット及び抗インフルエンザウイルス薬の有効性の検証を行うとともに、検査の迅速化・効率化を図る。

都内流行期以降は、新型インフルエンザウイルスの変異や抗インフルエンザウイルス薬の有効性を検証するための検査を継続して実施する。

#### (4) 医療物資の確保と活用

ひとたび新型インフルエンザが発生し、流行が始まれば、抗インフルエンザ薬、ワクチン、その他の感染防御資器材や医薬品、消毒薬など様々な医療物資が必要となってくる。こうした医療物資は、事前に確保しておき、その活用についても効果的に行うことが重要である。

抗インフルエンザウイルス薬は、早期治療薬又は予防薬としての効果が期待されることから、新型インフルエンザの拡大防止を図り、社会機能を維持させるためにも備蓄が必要となる。

都は、国の行動計画も踏まえた備蓄計画を策定するとともに、効果的な活用方法について検討し、抗インフルエンザウイルス薬の使用計画を策定する。

都内で新型インフルエンザ患者が発生した際には、抗インフルエンザウイルス薬を患者等の発病後の早期投与に活用するとともに、患者と接触した医療従事者、社会機能維持者への予防投与を行う。

また、流行が拡大した都内流行期の後期には、抗インフルエンザウイルス薬の需給状況を考慮し、予防投与を中止するとともに、患者の治療のための投与を優先的に行う。

新型インフルエンザワクチンの開発には最短でも6か月は必要とされており、当初は十分な量のワクチンが確保できないことも考えられることから、発生段階に応じたワクチン接種に必要な資器材の確保、接種体制、接種の優先順位等について、接種計画を策定する。

新型インフルエンザワクチンが開発され、接種可能となった段階で接種計画に基づき接種を行う。

新型インフルエンザの発生及び流行に備え、必要とされる感染防御資器材、医薬品、消毒薬など医療資器材等の確保計画を策定する。確保した医療資器材等は、医療行為、疫学調査、患者搬送等に際して、従事者の感染防止に活用する。

## (5) 医療体制

都の新型インフルエンザの流行予測では、ピーク時、1日の最大新規外来患者数は49,300人、入院患者数は26,500人に達するとしており、現行の医療体制に過大な負担がかかることが考えられることから、各発生段階における医療体制について、新たな対応方法も含め、事前に計画しておくことが必要である。

外来医療については、都内発生時には、感染症指定医療機関及び感染症外来協力医療機関において行う。また、流行が拡大する場合に備え、それ以外の医療機関に対しても、外来医療の確保を図る。

都内流行期には、外来診療を行う施設として臨時に「発熱センター」を設置し、新型インフルエンザ疑い患者のトリアージを行う。

なお、流行が拡大する場合には、都医師会等の協力を得て、地域の診療所等も含め、新型インフルエンザの患者等に対する診断・治療を行っていく。

入院医療について、国内発生期には、感染症指定医療機関において行うが、感染が拡大する場合には、感染症指定医療機関、陰圧の結核病床を持つ医療機関、都立病院、公社病院において病床の確保を図り、入院医療を行う。

また、都内でさらに流行が拡大する場合は、感染症指定医療機関等に対し、病棟・フロア単位での病床確保を図るとともに、重症患者を中心とした入院医療へ転換すること等により対応を図っていく。

医療スタッフについては、感染による医療機能の低下を防止することが基本である。このため、各医療機関に対し、感染予防策の徹底を図るとともに、医療機関内部及び医療機関相互の応援体制の整備を図るよう要請する。

また、都内流行期以降には、退職者など現在従事していない医師・看護師等の有資格者の活用を図る。

各発生段階における患者搬送体制の整備を図る。都内で流行が拡大する場合には、新型インフルエンザの患者等の搬送が可能な民間搬送業者に協力を求め、対応を図る。

## (6) 防疫体制

新型インフルエンザの感染予防及び感染拡大防止・封じ込め対策は、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会機能の破たんに至らせないためにも重要である。

予防とまん延防止対策としては、うがい、手洗い、マスク着用等の基本的な予防策の実施や人込みを避けるなど、個人単位での感染防止策の徹底を図るとともに、必要に応じて学校や通所施設等の臨時休業など、施設単位での防止策を実施する。

また、患者が発生した場合には、積極的疫学調査を行い、接触者の特定に努め、二次感染の予防等を徹底する。

なお、都内での流行が拡大する場合には、都民に対して、集会等の各種行事の自粛を要請するなど、社会活動等の制限をすることにより、まん延防止を図っていく。

水際対策については、海外で新型インフルエンザが発生した際に、国内への流入を防止するため、検疫所等と連携するとともに、発生地域への渡航自粛を都民に呼びかけ、国内侵入防止を図る。

### 高病原性鳥インフルエンザ対策について

本行動計画は、新型インフルエンザが海外で発生し、国内・都内へと流入するという想定をもとに対策を講じているが、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性が高い高病原性鳥インフルエンザが都内で発生した場合についても、迅速な対応によるまん延防止措置が必要である。

このため、高病原性鳥インフルエンザ発生時における都の具体的対策として、農場関係者や防疫関係者等への感染予防策の徹底を図る。

## 7 大規模流行に備えた対策

本行動計画では、新型インフルエンザの流行規模について、都民の約30%が罹患するものとして流行予測を行ったが、危機管理の観点から、さらにその予測を超えて大規模に流行するという最悪の事態も想定し、基本項目に加えて次の対策を実施することとした。

### ・臨時医療施設の設置

都内で新型インフルエンザが大流行し、医療施設の病床が不足する場合には、学校や体育館等を臨時医療施設として活用する。

### ・社会活動等の制限

人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小を事業者に要請する。また、スタジアム、劇場等の集客施設についても、業種と期間を限定し、事業活動の自粛を事業者に要請する。また、都民に対しても、各種行事等を自粛するなど外出を控えるよう呼びかける。

### ・市民生活

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保を図る。また、区市町村が行うごみ処理については、区市町村と連携して機能確保を図る。

社会全般にわたり社会機能が低下している中であっても、関係業界団体から必要な食糧・生活必需品の確保に努めるよう要請する。また、市民生活の安全・安心を確保するため、防犯・防災機能を確保する。

高齢者等への外出自粛の協力要請、高齢者等への食糧や生活必需品の配達を実施する。また、高齢者や心身に障害を持った人たちへの介護等の支援について、関係団体の協力を得ながら対応に努める。

### ・遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザが大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体を一時的に安置するため、都や区市町村の体育館やスポーツセンター等の公共施設を使用する。さらに、一時的に設置された遺体安置所において、収容能力を超える事態となった場合に備え、都立公園等への一時的埋葬の準備に着手する。



## 8 行動計画実施上の留意点

### (1) 国、区市町村、近隣自治体、関係機関との連携・協力

人や物が活発に移動する首都圏においては、近隣自治体が連携して、対策を実施することが効果的である。また、行動計画に沿って実施していくためには、行政機関のほか、医師会、薬剤師会等の医療関係機関、ライフライン事業者など関係機関の協力が不可欠である。

このため、国をはじめとして区市町村、近隣自治体、関係機関との連携・協力を図りながら対策を推進していく。

### (2) 都民、事業者の協力

流行の拡大防止を図る上で、行政機関、医療機関等の関係機関の努力はもとより、都民や事業者等の協力が不可欠である。

そのため、都民、事業者等には、新型インフルエンザに関する正しい知識に基づき、自ら予防に努める「自助」と、流行期における高齢者等への地域住民団体が支援に努める「共助」が求められる。その上で、行政機関等の「公助」により、本行動計画を効率的に実施し、流行による健康被害を最小限にとどめていく。

### (3) 訓練の実施

行動計画を実効あるものとするためには、新型インフルエンザの発生段階別又は発生前期から大規模流行期までを通した期間を対象にした、都と関係機関との情報連絡、連携に関する図上訓練を実施し、対応能力の向上を図る。

今後、訓練に関する計画を策定し、計画的に実施していく。

# 新型インフルエンザ対策行動計画

( 発生段階別 )

【 各 論 】

## 1 発生前期

海外でも国内でも、ヒトからヒトへの感染が認められない時期

### [目標]

- 1 新型インフルエンザ発生の早期把握
- 2 新型インフルエンザ発生に備えた準備行動の計画的実施
- 3 高病原性鳥インフルエンザの防疫とヒトへの感染防止

### [主な対策]

- サーベイランス体制の充実
- 高病原性鳥インフルエンザの監視、防疫体制の整備、ヒトへの感染把握体制の確保
- 感染拡大に備えた医療体制の確保
- 抗インフルエンザウイルス薬等の医療に必要な物資の確保

### (1) サーベイランス

#### ア 感染症発生動向調査

現行の感染症発生動向調査について、インフルエンザ定点医療機関（以下「患者定点」、「病原体定点」という）からの情報収集、分析体制を強化する。

\* 患者定点の定点数の拡充を図る。（福祉保健局）

\* 健康安全研究センター内にある感染症情報センターにおいて、情報収集・分析機能を強化する。（福祉保健局）

#### イ 感染症健康危機管理情報ネットワークシステム

感染症指定医療機関、都区保健所、健康安全研究センター等の関係機関を結ぶ感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（以下「感染症情報システム」という。）を構築し、感染症情報を迅速・効率的に共有化し、早期に的確な初動体制を確立する。

- \* 感染症指定医療機関等の関係機関に対して、感染症情報システムへの参加・協力を要請する。(福祉保健局)
- \* 感染症情報システムの運用について、「実施要綱」及び「マニュアル」の作成、関係機関の実務担当者を対象としたシステム操作研修会などシステム導入に向けた準備を進める。(福祉保健局)
- \* 感染症情報システムによる「症候群別サーベイランス」を実施し、都内における新型インフルエンザ発生の早期把握に努める。(福祉保健局)

#### ウ アジア感染症対策プロジェクト

アジア大都市ネットワーク21に参加している11都市の保健医療現場をダイレクトに結ぶネットワークを構築し、新型インフルエンザ発生に備える。

- \* アジア各都市から、高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染状況、感染経路、症状などの詳細な情報を入手・分析する。(福祉保健局)

#### エ 「東京・新型インフルエンザアラート」

発生地域からの帰国者等で、新型インフルエンザの感染が疑われる者に対し、本人の同意を得て速やかに検査等を実施し、患者発生を早期に把握する「東京・新型インフルエンザアラート」(以下「アラート」という。)を構築する。

- \* WHOから新型インフルエンザの症例定義が発表された時点で、速やかに「アラート」が発動できるよう体制整備を図る。(福祉保健局)
- \* 「アラート」の実施に向け、医療機関、区保健所等に協力を要請する。(福祉保健局)

#### オ 高病原性鳥インフルエンザの監視体制

高病原性鳥インフルエンザが、アジア、ロシア、東欧等で発生している状況を踏まえ、国内の家きん等におけるA型インフルエンザの動向把握、情報収集を図るとともに、都内における養鶏場等の監視、野鳥の不審死の情報収集と検査体制を充実する。

- \* 高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染疑いが発生した場合、「高病原性鳥インフルエンザアラートシステム」により、早期に患者発生を把握する。(福祉保健局)
- \* 養鶏農家及び家きん飼育者に対する立入検査、養鶏農家を対象に鳥インフルエンザのモニタリング調査を実施する。(産業労働局)
- \* 野鳥の不審死情報を迅速に収集し、不審死野鳥の高病原性鳥インフルエンザウイルスの保有調査を実施する。(環境局、産業労働局)

## (2) 情報提供

#### ア 都民への情報提供

新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知し、国内発生時に混乱のないよう都民に呼びかけるとともに、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため、情報提供体制を構築する。

- \* 都の広報媒体のほか、区市町村等の関係機関やメディアの協力を得て、新型インフルエンザの基本的知識や標準予防策について、都民に情報提供を行う。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 海外渡航者に対し、海外での鳥インフルエンザの発生状況や予防策等の情報提供を行う。(総務局、生活文化局、産業労働局、福祉保健局)
- \* 様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、メディアの活用方法等について事前に検討する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

- \* 知事が行う「発生宣言」「流行警戒宣言」「感染症緊急事態宣言」「終息宣言」の宣言文について、文案を事前に作成しておく。  
(知事本局、総務局、福祉保健局)
- \* 都の広報媒体をリストアップする。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 区市町村、近隣自治体等の関係機関の広報媒体をリストアップする。  
(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 健康安全研究センターは、疫学情報室の情報分析機能を強化し、感染症の調査・研究について、その成果を都民に公開する。(福祉保健局)
- \* 様々な対象者を想定した広報手段を整備する。  
(総務局、生活文化局、福祉保健局)

#### イ 関係機関への情報提供

都医師会、区市町村(区保健所を含む。)等の関係機関に対し、都の新型インフルエンザ対策について周知を行い、都の「行動計画」への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ発生時には、関係機関と連携し、統一的な対応が図れるよう連絡体制を整備する。

- \* 都医師会、区市町村(区保健所を含む。)等の関係機関に対し、適宜、説明会を開催し、都の新型インフルエンザ対策の周知を図る。  
(総務局、福祉保健局)
- \* 都区保健所において、地域の関係機関による健康危機管理に関する協議会等を設置・開催し、情報連絡体制を整備するとともに、発生時に備えた協議を行う。(福祉保健局)
- \* 都医師会、区市町村(区保健所を含む。)等の関係機関に対し、迅速な情報提供ができるよう緊急連絡網を作成する。(総務局、福祉保健局)
- \* 公共交通機関・ライフライン事業者、集客施設事業者を対象に、本行動計画に関する説明会を実施し、理解を求める。(総務局、福祉保健局)

### (3) 相談・検査

関係各局が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。

また、健康安全研究センターは、各発生段階に応じた迅速かつ効果的な検査体制を構築する。

- \* 区市町村（区保健所を含む。）に対して、新型インフルエンザ対策の対応窓口を設置するよう要請する。（福祉保健局）
- \* 広域的に活用できる「相談対応マニュアル」等の作成について、八都県市等に提案する。（総務局、福祉保健局）
- \* 発生段階に応じた相談体制について、事前に検討し、必要な準備を行う。（総務局、福祉保健局）
- \* 健康安全研究センターにおいて、新型インフルエンザに対するPCR検査等を実施する検査体制を整備する。（福祉保健局）
- \* 健康安全研究センターにおいて、検査に必要な資器材（検査機器、試薬など）を確保する。（福祉保健局）

### (4) 医療物資の確保と活用

#### ア 抗インフルエンザウイルス薬

抗インフルエンザウイルス薬（以下「抗インフルエンザ薬」という。）は早期治療薬又は予防薬としての効果が期待されることから、新型インフルエンザの感染拡大防止を図るため、抗インフルエンザ薬の計画的な確保を図るとともに、使用計画を策定する。

- \* 国の行動計画に基づき提示された都の備蓄目標量（100万8千人分）を踏まえ、リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）の備蓄計画を策定する。（福祉保健局）

- \* ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）の確保について検討する。（福祉保健局）
- \* 抗インフルエンザ薬の効果的な活用方法について検討し、使用計画を作成する。（総務局、福祉保健局）

## イ 新型インフルエンザワクチン

ワクチンの開発には約6か月は必要とされており、当初は十分な量のワクチンが確保できないことも考えられることから、発生段階に応じたワクチン接種に必要な資器材の確保、接種体制、接種の優先順位等について、区市町村と協力し、接種計画を策定する。

- \* ワクチンが製造され、供給量に一定の限界がある場合、優先接種を必要とする対象者について把握する。（総務局、福祉保健局）
- \* 国が示す接種に関する基本方針及び接種ガイドラインに基づき、都の接種計画を策定する。（福祉保健局）
- \* 区市町村と連携し、接種の予行演習を実施することにより、接種計画を検証するとともに、必要な見直しを行う。（福祉保健局）

## ウ 医療資器材等

新型インフルエンザに係る医療行為のほか、疫学調査や患者搬送の際に従事者が感染することを防止するため、感染防護衣、医薬品、消毒薬等の確保を図る。

また、医療機関、区市町村に対しても、確保について協力を求めていく。

- \* 新型インフルエンザの発生及び流行に際し、必要とされる感染防護衣、医薬品、消毒薬等の確保や使用に関する計画を策定する。（福祉保健局）



## (5) 医療体制

### ア 外来医療

新型インフルエンザの都内発生に備え、感染症指定医療機関及び感染症外来協力医療機関に対し、外来医療の確保を図るとともに、流行が拡大する場合に備えて、それ以外の医療機関（都立病院、公社病院、共済病院、国公立病院、民間病院及び診療所）に対し、外来医療の確保を要請する。

- \* 新型インフルエンザ発生時において、外来診療が可能な医療機関を把握するため、都医師会と連携し、医療機関調査を行う。（福祉保健局）
- \* 感染症外来協力医療機関に、患者振り分けを行うトリアージ用陰圧テントを配備し、外来診療体制の確保を図る。（福祉保健局）
- \* 新型インフルエンザの疑い患者をトリアージするための「発熱センター」の設置について検討する。（福祉保健局）
- \* 医療機関において、診療日や時間帯を工夫し、新型インフルエンザの疑い患者を診察する「発熱外来」の実施について検討する。（福祉保健局）

### イ 入院医療

新型インフルエンザの都内発生に備え、感染症指定医療機関に入院医療を確保する。

また、現在の感染症指定医療機関の病床では入院患者の対応に不足が生じる場合に備え、陰圧の結核病床を受け入れ病床として確保を図る。

さらに流行が拡大した場合を想定し、感染症指定医療機関以外の病院（都立病院、公社病院、共済病院、国公立病院、民間病院）に対し、病床の確保を要請する。

- \* 感染症指定医療機関に対し、設備整備により陰圧病床の拡充を図るなど、入院可能な病床確保を図る。（福祉保健局、病院経営本部）
- \* 感染症指定医療機関については、「東京都感染症予防計画」に基づき、指定病床の拡大を図る。（福祉保健局、病院経営本部）

- \* 新型インフルエンザ発生時において、入院医療に協力可能な医療機関（入院協力医療機関）を把握するため、都医師会と連携し、医療機関調査を行う。（福祉保健局）
- \* 入院協力医療機関の受け入れ可能な病床について、一括して把握するための方策について検討する。（福祉保健局）

#### 感染症指定医療機関の状況（平成 17 年 12 月 1 日現在）

- ・ 特定感染症指定医療機関 1（病床数 4 床、うち陰圧病床 4 床）
- ・ 第一種感染症指定医療機関 2（病床数 4 床、うち陰圧病床 4 床）
- ・ 第二種感染症指定医療機関 10（病床数 88 床、うち陰圧病床 66 床）

#### 結核病床の状況（平成 17 年 12 月 1 日現在）

- ・ 結核病床を有する医療機関 21
- ・ 結核病床数 916 床
- ・ 陰圧病床数 257 床

### ウ 医療スタッフ

各医療機関は医療スタッフの感染を防止するため、感染予防策の徹底を図る。また、スタッフの罹患等による医療機能の低下に対応するため、各医療機関に対し、退職者の活用を含め、医療機関内部及び医療機関相互の応援体制を整備するよう要請する。

- \* 「院内感染予防対策マニュアル」の周知徹底を図る。（福祉保健局）
- \* 感染症指定医療機関等において模擬訓練を実施し、感染症対応能力の向上を図る。（福祉保健局）
- \* 医師等の不足に際して、医療機関内及び医療機関相互の応援体制について、都医師会と協議する。（福祉保健局）
- \* 医療行為以外の分野で協力が得られるボランティアの調査を行う。（福祉保健局、生活文化局）

## エ 患者搬送体制

患者搬送時における感染予防策の徹底を図るとともに、都内流行期、大規模流行期には患者数の増加、入院の対象となる重症患者の増加が想定されることから、各発生段階における搬送体制の整備を図る。

- \* 各発生段階における搬送体制について検討し、体制整備を図る。  
(福祉保健局、東京消防庁)
- \* 新型インフルエンザの患者搬送が可能な民間搬送業者について調査し、リストを作成し、調整を図る。(福祉保健局、東京消防庁)
- \* 各発生段階における患者搬送を適切に行うため、「搬送ガイドライン」を作成する。(福祉保健局、東京消防庁)
- \* 新型インフルエンザの流行拡大に備え、近年の感染防御技術の向上も踏まえ、より安全で効果的な搬送体制の確保を図る。  
(福祉保健局、東京消防庁)

## オ こころのケア対策

新型インフルエンザの流行に伴う心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの対応についても検討する。

## (6) 防疫体制

### ア 予防とまん延防止対策

平常時において、手洗いやマスク着用などの標準予防策、飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- \* 学校における手洗い、うがいの徹底など予防策について周知・注意喚起を図る。(教育庁、生活文化局)
- \* 手洗いやマスク着用などの標準予防策、飛沫感染予防策、接触感染予防策等について、「都民向けQ & A」や「施設管理者向けマニュアル」の作成等を行う。(福祉保健局)

- \* 各発生段階における疫学調査及び接触者への指導等についての「対応マニュアル」の作成について検討する。(福祉保健局)

#### イ 水際対策

海外から新型インフルエンザの流入を防止するため、検疫所等と連携するとともに、国に対し、密入国者対策も含めた検疫体制の強化を要求する。

- \* 東京検疫所等と連携した訓練を実施する。(福祉保健局、港湾局)

#### ウ 高病原性鳥インフルエンザの防疫体制

関係各局が協力して、鳥インフルエンザ発生時における農場関係者や防疫関係者等への感染予防策の徹底を図る。また、関係者の健康チェックを行い、ヒトへの感染が疑われる場合の検査体制を構築するとともに、認められた場合の早期対応に努める。

- \* 高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、迅速な措置が講じられるよう関係機関と協力し、防疫演習を実施する。  
(総務局、産業労働局、福祉保健局)
- \* 養鶏農家に対し、農場段階における人や車両の消毒、野鳥の侵入防止対策等の衛生管理を指導する。(産業労働局)

## 2 海外発生期

海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザの発生が確認される時期

### [目標]

- 1 都内における新型インフルエンザの早期発見
- 2 海外発生に関する情報収集
- 3 国内発生に備えた全庁的な対策の構築

### [主な対策]

早期発見のための「アラート」の発動  
健康不安者等からの電話相談体制の構築  
健康安全研究センターにおける検査体制の整備

### (1) サーベイランス

#### ア 感染症発生動向調査

現行の発生動向調査に基づく定点サーベイランス報告の迅速性を確保するとともに、流行の拡大に備えた発生動向調査体制の強化を図る。

- \* 患者定点に対して、都内流行期からの報告を週報（週単位）から日報（日単位）にするよう協力を要請する。（福祉保健局）
- \* 呼吸器疾患を疑う不審死について、監察医務院等の関係機関から情報を迅速に入手する。（福祉保健局）

#### イ 感染症健康危機管理情報ネットワークシステム

海外での新型インフルエンザ発生状況について、関係機関と迅速に情報の共有化を図る。

- \* 感染症情報システムの一つである「症候群別サーベイランス」を活用し、新型インフルエンザの発生を早期に把握する。（福祉保健局）

## ウ アジア感染症対策プロジェクト

アジア11都市によるネットワークを活用し、発生都市における感染経路、感染症状などの詳細な情報を入手するとともに、他のアジア各都市における発生状況等を迅速に把握する。

- \* 海外における発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性、安全性、効果的な使用方法など、アジア各都市から情報を収集する。  
(福祉保健局)

## エ 「東京・新型インフルエンザアラート」

都内での患者を早期に把握するため、「アラート」を発動する。

- \* WHOでの症例定義、感染症法の症例定義を確認し、医療機関、区保健所等に対し、「アラート」の発動を周知する。(福祉保健局)
- \* クラスタ(感染者の小集団)を早期発見するため、クラスタサーベイランスを「アラート」で対応することについて検討する。  
(福祉保健局)

## オ 高病原性鳥インフルエンザの監視体制

新型インフルエンザの発生動向に注意する一方で、引き続き高病原性鳥インフルエンザの動向についても、監視体制を継続する。

## (2) 情報提供

### ア 都民への情報提供

新型インフルエンザに関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- \* 新型インフルエンザの基本的知識、発生状況、予防策などの最新情報を都の広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディアの協力を得て、都民に情報提供する。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)

- \* 外国人に対しては、区市町村、区市の国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 障害者に対しては、区市町村等の協力を得て、音声等により情報提供する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 新型インフルエンザ発生時以降、常にメディアの前線に立ち、都民へのメッセンジャーとなる専任の広報担当者を決定する。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 情報の発信に先立ち、新型インフルエンザに関する情報を集約し、一元化するための情報管理部門を設置する。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)

#### イ 関係機関への情報提供

都医師会、区市町村等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。

- \* 都医師会、区市町村(区保健所を含む。)等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、国内発生後の対応策について協力を要請する。(総務局、福祉保健局)
- \* 八都庁市における新型インフルエンザ対策連絡会を開催し、広域的な連携体制の強化を図る。(総務局、福祉保健局)

### (3) 相談・検査

都民からの問い合わせに対応できる電話相談窓口を開設する。  
また、健康安全研究センターは、ウイルス検査を行う体制を整備する。

- \* 健康危機管理センターのもとに専用の相談窓口を開設する。(福祉保健局)
- \* 都区保健所は、都民からの相談に応じる。(福祉保健局)

- \* 新型インフルエンザ発生地域からの帰国者等からの電話相談に応じ、必要がある場合は、「アラート」による検査を行う。(福祉保健局)

#### (4) 医療物資の確保と活用

##### ア 抗インフルエンザウイルス薬

都内での患者発生に備え、抗インフルエンザ薬が適切に使用されるよう、関係機関に要請するとともに、使用計画に基づく準備を行う。

- \* 各医療機関に対して、抗インフルエンザ薬の適正使用を要請する。(福祉保健局)

##### イ 新型インフルエンザワクチン

計画的なワクチン接種に向けて、区市町村等と協力して接種体制の整備を図る。

- \* 接種計画に基づいた接種が確実にできるよう体制整備を図る。(福祉保健局)
- \* 接種医の確保のため、医師会等に協力要請する。(福祉保健局)

##### ウ 医療資器材等

医療行為、疫学調査、患者搬送の際に、従事者が感染することを防止するため、感染防護衣等の確保を図る。

- \* 都内での流行に備え、必要とされる医療資器材の確保を図り、その活用方法を明確にする。(福祉保健局)



## (5) 医療体制

### ア 外来医療

感染症指定医療機関等において、疑い患者の外来診療を開始するとともに、都内での発生・感染拡大に備え、各医療機関に対して外来医療への協力を要請する。

また、「発熱センター」の設置準備を行い、外来医療の体制整備を図る。

- \* 新型インフルエンザ疑い患者をトリアージするための「発熱センター」を区市町村単位で設置する準備を行う。(福祉保健局)
- \* 感染症外来協力医療機関に対して、新型インフルエンザ疑い患者の診療を開始する。(福祉保健局)

### イ 入院医療

感染症指定医療機関において、入院医療が行えるよう体制整備を図るとともに、都内での感染拡大に備え、感染症指定医療機関以外の病院に対し、入院協力医療機関として入院病床の確保を要請する。

- \* 結核病床を有する医療機関に対し、陰圧病床の活用を要請する。(福祉保健局)
- \* 都内での流行に備え、都立病院、公社病院に対し、病棟単位又はフロア単位での病床を確保するよう要請する。(福祉保健局、病院経営本部)
- \* 新型インフルエンザ患者の入院を受け入れる医療機関に対し、院内感染予防策の徹底を呼びかける。(福祉保健局)

### ウ 医療スタッフ

各医療機関において感染予防策の徹底を図るとともに、医療スタッフの確保を図る。また、退職者等の現在従事していない有資格者の活用やボランティアの医療行為以外への活用について検討する。

- \* 「院内感染予防対策マニュアル」の周知徹底を図る。(福祉保健局)
- \* 流行が拡大し、医師等の不足に備え、医療機関内及び医療機関相互の応援体制を図るよう各医療機関に要請する。(福祉保健局)
- \* 医療行為以外での活動が期待できるボランティアの調査を行い、都内流行期(後期)以後の協力について検討する。  
(総務局、生活文化局、福祉保健局)

## エ 患者搬送体制

都内での患者発生と流行拡大に備え、搬送時の感染予防策を確認するとともに、搬送体制の整備を図る。

- \* 流行の拡大に備え、民間搬送業者の役割を確認し、搬送体制の整備を図る。(福祉保健局、東京消防庁)

## (6) 防疫体制

### ア 予防とまん延防止策

都民に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼びかける。

- \* 学校における手洗い、うがいの徹底など予防策について周知・注意喚起を図る。(教育庁、生活文化局)
- \* 「都民向けQ & A」や「施設管理者向けマニュアル」等に基づき、感染予防策の周知を図る。(福祉保健局)
- \* 保健所や医療機関等が新型インフルエンザ発生時対応を適切に行えるようにするため、「対応マニュアル」を作成する。(福祉保健局)
- \* 遺体からの感染の可能性も考慮し、検案や解剖業務等における感染防止策の徹底を図る。(福祉保健局)

イ 水際対策

発生地域への渡航自粛を都民に呼びかけるとともに、国に対し、発生国からの入国者等に対する検疫体制を強化するよう要求する。

- \* 船舶から疑い患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。  
(福祉保健局、港湾局)
- \* 不法入国者等の臨時衛生措置を適切に行うよう区保健所等に要請する。  
(福祉保健局)

### 3 国内発生期

国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染拡大は非常に限られている時期

#### [目標]

- 1 都内で発生した際の抑え込みの徹底
- 2 感染拡大に備えた医療体制の確保
- 3 都民への適切な情報提供による混乱防止

#### [主な対策]

「アラート」の活用及び検査体制の強化  
感染拡大を防止するため、情報提供体制・相談体制の強化  
感染症指定医療機関を中心にした診療の実施と感染拡大に備えた医療体制の整備

#### 知事の「発生宣言」

知事は新型インフルエンザの「発生宣言」を発表するとともに、感染拡大防止のために標準予防策の励行を、都民に呼びかける。

### (1) サーベイランス

#### ア 感染症発生動向調査

感染症指定医療機関からの患者等の早期把握に努めるとともに、学校や福祉施設等における患者等の発生動向を把握する。

- \* 新型インフルエンザが他府県で発生している場合、国及び自治体の発表資料を収集・分析し、国内の発生状況を把握する。(福祉保健局)
- \* 学校や福祉施設等において、患者等が発生した場合、速やかに保健所に連絡するよう協力要請する。(教育庁、福祉保健局、生活文化局)

#### イ 感染症健康危機管理情報ネットワークシステム

福祉保健局、健康安全研究センター、保健所、感染症指定医療機関等は、感染症情報システムを活用し、都内での発生状況や患者情報などの共有化を図る。

\* 「症候群別サーベイランス」の運用を強化し、新型インフルエンザ発生の早期把握に努める。(福祉保健局)

#### ウ アジア感染症対策プロジェクト

アジア各都市からの情報を、感染拡大の防止に役立てるとともに、国内の情報を各都市へ発信する。

\* 海外における発生状況や抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性、安全性、効果的な使用方法など、引き続きアジア各都市から情報を収集する。(福祉保健局)

#### エ 「東京・新型インフルエンザアラート」

発生地域からの帰国者等に対し、本人の同意を得て検査を実施する。併せて、把握された患者等の情報を予防策に活用する。

\* 都内での患者発生に対応するため、医師会等を通じ、医療機関等に対する「アラート」への協力を再度呼びかける。(福祉保健局)

## (2) 情報提供

### ア 都民への情報提供

都民に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。

\* 専任の広報担当者から、国内での発生状況など最新情報を提供するとともに、随時都民にメッセージを發し、風評等による混乱防止を図る。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)

\* 新型インフルエンザの基本的知識、発生状況、予防策などの最新情報を都の広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディアの協力を得て、都民に情報提供する。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)

- \* 外国人に対しては、区市町村、区市の国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 障害者に対しては、区市町村等の協力を得て、音声等により、情報提供を行う。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

#### イ 関係機関への情報提供

都医師会、区市町村(区保健所を含む。)等の関係機関に対し、患者等の発生状況や感染予防策等について情報提供する。

- \* 区市町村等からの相談・問い合わせに対応する窓口を庁内に設置し、専任職員を配置する。(福祉保健局)
- \* 八都庁市における新型インフルエンザ対策連絡会等を通じて、情報交換を行い、広域的な連携体制の強化を図る。(総務局、福祉保健局)

### (3) 相談・検査

庁内、各保健所における電話相談体制を継続・強化する。

また、健康安全研究センターは、新型インフルエンザウイルスの最新情報の収集に努めるとともに、検査体制を強化する。

- \* 相談件数の増加が予想されることから、専用回線数、対応人員等を増強し、電話相談体制を強化する。(福祉保健局)
- \* 都内で新型インフルエンザが発生した場合に備え、国内外の情報をもとに迅速で精度の高い病原体診断法を改良・開発し、検査体制を整備する。(福祉保健局)
- \* インフルエンザ迅速診断キットの有効性について検証する。(福祉保健局)

#### (4) 医療物資の確保と活用

##### ア 抗インフルエンザウイルス薬

感染症指定医療機関等は、医師による説明と本人の同意のもとに、抗インフルエンザ薬を患者等の発病後の早期投与に活用する。

また、流行が拡大する前の国内発生期及び都内流行期（前期）においては、患者と接触した医療従事者、社会機能維持者への予防投与を行う。

- \* 都内での流行に備え、新型インフルエンザ患者等以外には、原則として抗インフルエンザ薬の使用を控えるよう医療機関に対して要請する。（福祉保健局）

##### イ 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザの発生状況とワクチンの開発状況を確認し、区市町村等と協力して接種体制の具体化を図る。

- \* 区市町村等と協力してワクチンの接種体制を整備し、ワクチンが製造され次第、接種計画に基づき、接種を開始する。（福祉保健局）
- \* ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。（福祉保健局）

##### ウ 医療資器材等

各医療機関、保健所等は、患者等との接触に際し、確保した医療資器材等を活用し、十分な感染予防策を講じて対応する。

- \* 確保した医療資器材等を活用し、感染予防を図る。（福祉保健局）
- \* 都内流行期に必要な感染防御資器材、医薬品、消毒薬等の追加確保を図る。（福祉保健局）

## (5) 医療体制

### ア 外来医療

感染症指定医療機関等において外来医療を行う。また、感染の拡大に備え、各医療機関に対して、引き続き外来医療の協力を要請する。

- \* 新型インフルエンザ疑い患者をトリアージするための「発熱センター」において、発熱患者の受け入れ準備を行う。(福祉保健局)

### イ 入院医療

感染症指定医療機関において入院医療を行うとともに、都内での感染拡大に備え、結核病床を有する医療機関において陰圧病床を確保する。

また、都立病院・公社病院においては、病棟単位又はフロア単位での入院病床の確保を、それ以外の医療機関に対しても、引き続き入院協力医療機関として入院病床の確保を要請する。

- \* 都立病院、公社病院において検査入院や急を要さない手術等を延期することにより、病棟単位・フロア単位での病床確保を要請する。  
(福祉保健局、病院経営本部)
- \* 新型インフルエンザの都内発生及び感染の拡大に対応するため、当面、感染症指定医療機関、陰圧の結核病床を持つ医療機関、都立病院、公社病院で合わせて約 1,000 床の確保に努める。  
(福祉保健局、病院経営本部)
- \* 新型インフルエンザ患者の入院を受け入れる医療機関に対し、引き続き院内感染予防策の徹底を呼びかける。(福祉保健局)



## ウ 医療スタッフ

各医療機関等において感染予防策の徹底を図るとともに、医療スタッフ等の確保を図るよう要請する。

- \* 医師等の不足に対応するため、医療機関内及び医療機関相互の応援体制の整備を図るよう要請する。(福祉保健局)
- \* 医療行為以外での協力が可能なボランティアに対し、都内流行期以後、協力を要請するとともに、具体的な協力方法について検討する。  
(総務局、生活文化局、福祉保健局)

## エ 患者搬送体制

患者発生に備えるとともに、重症患者が多数発生する場合や医療機関の変更による移送に備え、患者搬送体制の確保を図る。

- \* 都内での患者発生に備え、搬送体制を確保する。  
(福祉保健局、東京消防庁)
- \* 都内での流行拡大に備え、搬送体制を確保するとともに、新型インフルエンザの患者搬送が可能な民間搬送業者等に要請する。  
(福祉保健局、東京消防庁)

## (6)防疫体制

### ア 予防とまん延防止対策

保健所は、患者等に関する疫学調査を行い、感染源、感染経路、接触者の特定に努め、二次感染の予防等の指導を徹底する。

なお、患者接触者等について、必要に応じて経過観察のための入院又は自宅待機を勧奨する。

また、学校や高齢者施設等の社会福祉施設に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう呼びかける。

- \* 患者等の発生に際し、入院勧告（措置）を行うとともに、患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応を行う。（福祉保健局）
- \* 患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、まん延の恐れがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請する。（教育庁、福祉保健局、生活文化局）
- \* 発生地域の事業所、福祉施設等において、マスク着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状が認められた場合、従業員等の就業を制限するとともに、感染症指定医療機関等での受診を勧告する。（福祉保健局）
- \* 積極的疫学調査の実施に関し、関係道府県及び特別区との連携を図る。（福祉保健局）

## イ 水際対策

発生地域への渡航自粛を都民に呼びかけるとともに、国に対し、発生国からの入国者等に対する検疫体制を強化するよう要求する。

- \* 船舶から疑い患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。（福祉保健局、港湾局）
- \* 新型インフルエンザ発生地域への渡航を自粛するよう呼びかける。（福祉保健局、生活文化局）

## (7) 社会活動等の制限

### ア 集会等の自粛

感染の拡大防止のため、都民に対して、集会等の各種行事の実施を自粛するよう協力要請する準備を行う。

### イ 公共交通機関の運行縮小

人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小を事業者に要請する準備を行う。

運行縮小が実施されている間、ライフラインや医療機関等の事業者は、要員の輸送手段を確保することに努めるよう要請する準備を行なう。

\* 公共交通機関事業者との意思疎通を図るため、感染症対策本部等の下に公共交通機関・ライフライン事業者連絡会（仮称）を設置する。（総務局）

### ウ 企業等の事業活動の自粛

人の集合に伴う感染の機会を減少させるため、スタジアム、劇場等の集客施設業界など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛を事業者に要請する準備を行う。

\* スタジアム、劇場等の集客施設事業者との意思疎通を図るため、感染症対策本部の下に集客施設事業者連絡会（仮称）を設置する。（総務局、産業労働局）

## (8) 市民生活

### ア 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザによる死亡者が多数発生した場合には、火葬場の事業者に必要な限り焼却炉を稼働するよう要請する。

また、火葬場の焼却能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、臨時医療施設とは別の公共施設（都・区市町村の体育館やスポーツセンター等）を使用する準備を行う。

さらに、一時的に設置された遺体安置所において、収容能力を超える事態となった場合、十分な消毒を行った上で、都立公園等に一時的に埋葬することも検討する。

- \* 急増する新型インフルエンザによる死亡者に対する備えとして、可能な限り焼却炉を稼働し、火葬する準備を事業者に要請する。(福祉保健局)
- \* 大規模流行期における死亡者の急増に備え、区市町村に対して、遺体の一時安置所として使用できるスポーツセンター等のリストの作成を要請する。(総務局、福祉保健局、教育庁)
- \* 遺体安置所として必要な設備基準及び運用マニュアルを策定する。  
(福祉保健局)
- \* ドライアイスを扱う業界に遺体安置所設置時にドライアイスの供給準備を要請する。(総務局、福祉保健局)
- \* 区市町村に対して、遺体安置所の設置、運用準備を要請する。  
(総務局、福祉保健局)
- \* 冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体安置所として使用することを事業者と検討する。(総務局、福祉保健局、産業労働局)
- \* 都立公園の一部を一時埋葬地とすることに必要な手続きを簡素化し、土葬できるよう調整する。(福祉保健局、建設局)
- \* 都立公園内で一時埋葬地の適地をリストアップする。(建設局)

## 4 都内流行期

都内で複数のクラスター（感染者の小集団）が見られる時期から、感染が拡大し流行している時期

### < 前期 >

#### [目標]

- 1 徹底した封じ込め策による流行拡大の防止
- 2 患者の急増に備えた外来・入院医療の確保

#### [主な対策]

区市町村単位での「発熱センター」の開設  
流行の拡大に備えた医療体制の強化  
不要不急の外出や催し物の自粛

#### 知事の「流行警戒宣言」

知事は、市民生活上不可欠な公共交通機関やライフライン等の社会機能は確保しつつも、感染拡大防止のため、都民に対し、不要不急の外出や催し物の自粛を呼びかける。

なお、都内で流行の拡大が止まらない場合、知事は対策を強化し、都民に一層の協力を呼びかける。

### (1) サーベイランス

#### ア 感染症発生動向調査

医療機関から患者発生の早期把握に努めるとともに、都内の発生状況を把握する。

\* 患者定点からの報告を、従来の週報から日報とするよう要請し、都内における発生状況を日単位で把握する。（福祉保健局）

#### イ 感染症健康危機管理情報ネットワークシステム

感染症情報システムを活用した情報収集や情報提供を継続し、感染拡大の防止を図る。

- \* 「症候群別サーベイランス」について、必要に応じて縮小を検討する。  
(福祉保健局)

#### ウ アジア感染症対策プロジェクト

アジア11都市によるネットワークを活用し、各都市における新型インフルエンザに関する情報交換を継続する。

- \* 海外における発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性、安全性、効果的な使用方法など、引き続きアジア各都市から情報を収集するとともに、国内の最新情報をアジア各都市に提供する。(福祉保健局)

#### エ 「東京・新型インフルエンザアラート」

「アラート」は、流行状況に応じて中止する。

### (2) 情報提供

#### ア 都民への情報提供

専任の広報担当者から、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、多様な広報手段を活用して情報提供するとともに、都民に不要不急の外出を控えるよう呼びかける

- \* 専任の広報担当者から、都内での発生状況など最新情報を提供するとともに、随時都民にメッセージを發し、パニック等の防止を図る。  
(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 新型インフルエンザの発生状況、予防策などの最新情報を都の広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディアの協力を得て、都民に情報提供する。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 外国人に対しては、区市町村、区市の国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 障害者に対しては、区市町村等の協力を得て、音声等により、情報提供を行う。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

#### イ 関係機関への情報提供

都医師会等の関係機関に対して、引き続き迅速・正確に情報提供する。

- \* 都医師会に、新型インフルエンザの特性に応じた治療・防疫・予防対策等の最新情報を提供する。(福祉保健局)
- \* 区市町村等からの相談・問い合わせに対応する窓口において、専任職員が応ずる。(福祉保健局)
- \* 八都庁市における新型インフルエンザ対策連絡会等を通じて、情報交換を行い、引き続き広域的な連携を図る。(総務局、福祉保健局)

### (3) 相談・検査

都民からの相談の増加に備え、庁内及び保健所での電話相談体制を継続・強化する。

また、健康安全研究センターは検査体制を強化するとともに、より効率的な検査方法の開発に努める。

- \* 相談件数の更なる増加が予想されることから、専用回線数、対応人員等の拡充を図る。(総務局、福祉保健局)
- \* 健康安全研究センターにおいて、サーベイランスとしての病原体診断を実施する。(福祉保健局)
- \* 健康安全研究センターにおいて、感受性試験を行い、抗インフルエンザ薬の有効性を検証する。(福祉保健局)

### (4) 医療物資の確保と活用

#### ア 抗インフルエンザウイルス薬

確保している抗インフルエンザ薬を患者等の初期治療に活用するとともに、患者と接触した医療従事者、社会機能維持者に対し、予防投与を行う。

- \* 都内流行期の前期までは、患者と接触した医療従事者、社会機能維持者に対し、抗インフルエンザ薬の予防投与を行う。(福祉保健局)
- \* 流行の拡大に備え、新型インフルエンザ以外の患者に対し、原則として、抗インフルエンザ薬の投与をしないよう医療機関に要請する。(福祉保健局)

#### イ 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザワクチンが開発され、接種可能となった段階で接種計画に基づき予防接種を行う。

- \* 区市町村等と協力してワクチンの接種体制を整備し、ワクチンが製造され次第、計画的な接種を行う。(福祉保健局)
- \* ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。(福祉保健局)

#### ウ 医療資器材等

流行の拡大に備え、医療資器材等の補給に努める。

- \* 流行の拡大に備え、必要とされる感染防御資器材、医薬品、消毒薬等を確保する。(福祉保健局)

### (5) 医療体制

#### ア 外来医療

感染症指定医療機関等において外来診療を行うとともに、外来患者のトリアージを行う施設として臨時に「発熱センター」を開設する。

また、流行の拡大に備え、新型インフルエンザ疑い患者の外来診療を行う医療機関の拡充を図る。



- \* 新型インフルエンザ疑い患者をトリアージするための「発熱センター」を区市町村単位で開設し、初期診療を行う。(福祉保健局)
- \* 各医療機関に対し、発熱患者とそれ以外の患者の時差診療の実施や発熱患者の診療を行う「発熱外来」の実施などを要請する。(福祉保健局)

#### イ 入院医療

感染症指定医療機関、陰圧の結核病床を持つ医療機関、都立病院、公社病院において入院医療を行う。また、流行の拡大に備え、更なる病床確保を図る。

- \* 当面、感染症指定医療機関、陰圧の結核病床を持つ医療機関、都立病院、公社病院で確保された病床(約1,000床)において、入院患者の受け入れ・治療を行う。(福祉保健局、病院経営本部)
- \* 流行の拡大に備え、入院協力医療機関に対し、新型インフルエンザ専用の病棟の拡大や病院全体の専用病院化を要請するとともに、一般病院に対し、病床を確保するよう要請する。(福祉保健局)

#### ウ 医療スタッフ

各医療機関は、感染による発病等により医療スタッフが不足する場合、他の医療機関から応援を求めるほか、退職者等の現在従事していない有資格者の活用を図る。

- \* 退職者等の現在従事していない医師・看護師等の有資格者について、医師会等と協議し、活用方法について検討する。(福祉保健局)

## 工 患者搬送体制

患者数の拡大に備えた患者搬送体制の確保に努める。

- \* 患者数の拡大に備え、搬送体制を確保するとともに、大規模流行に備え、新型インフルエンザ患者の搬送が可能な民間搬送業者等の活用を図る。  
(福祉保健局、東京消防庁)

## (6) 防疫体制

### ア 予防とまん延防止対策

保健所は、患者等への指導を行うとともに、感染源の把握、二次感染の予防等の指導を徹底する。

なお、患者接触者等については、必要に応じて、経過観察のための外出自粛の要請等を行う。

また、学校や高齢者施設等の社会福祉施設に対し、標準予防策等により感染予防を強化するよう呼びかける。

- \* 患者等の発生に際し、入院勧告（措置）を行うとともに、患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応を行う。（福祉保健局）
- \* 患者との接触者が関係する地域の学校や通所施設等について、まん延の恐れがある場合には、臨時休業を行うよう各設置者等に対して要請する。  
(教育庁、福祉保健局、生活文化局)
- \* 発生地域の事業所、福祉施設等において、マスク着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状が認められた場合、従業員等の就業を制限するとともに、感染症指定医療機関等での受診を勧告する。（福祉保健局）
- \* 積極的疫学調査の実施に関し、関係道府県及び特別区との連携を図る。  
(福祉保健局)

## イ 水際対策

発生地域から新型インフルエンザウイルスの流入防止を図る。

- \* 船舶から疑い患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。  
(福祉保健局、港湾局)
- \* 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛を呼びかける。  
(福祉保健局、生活文化局)

## (7) 社会活動等の制限

### ア 集会等の自粛

感染の拡大防止のため、都民に対して、集会等の各種行事の実施を自粛するよう協力要請する準備を行う。

### イ 公共交通機関の運行縮小

人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小を事業者に要請する準備を行う。

運行縮小が実施されている間、ライフラインや医療機関等の事業者は、要員の輸送手段を確保することに努めるよう要請する準備を行なう。

- \* 公共交通機関・ライフライン事業者連絡会(仮称)を開催し、情報交換等を行う。(総務局、福祉保健局)

### ウ 企業等の事業活動の自粛

人の集合に伴う感染の機会を減少させるため、スタジアム、劇場等の集客施設業界など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛を事業者に要請する準備を行う。

- \* 集客施設事業者連絡会(仮称)を開催し、情報交換等を行う。  
(総務局、福祉保健局、産業労働局)

## (8) 市民生活

### ア 公共交通機関・ライフライン

都内流行期の後期に備え、公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保を図る。

また、区市町村が行うごみ処理については、区市町村と連携して機能確保を図る。

- \* 公共交通機関、電気、ガス、水道などのライフライン事業者に対して、要員を確保し、それぞれの機能を維持できるよう準備を要請する。  
(総務局、水道局、下水道局、交通局)
- \* 区市町村に対して要員を確保し、ごみ処理機能を維持できるよう準備を要請する。(総務局・環境局)

### イ 企業活動の抑制

社会機能の低下による影響を最小限とするため、都民及び事業者に対して電気、ガス、水道その他資源の使用を抑制するよう協力要請するための準備を行う。

- \* ライフライン事業者に対し、供給状況について調査する。  
(総務局、環境局、水道局)
- \* 供給不足が予測されるときは、都、区市町村及びライフライン事業者の広報媒体により、都民、事業者へ使用抑制についての協力要請を準備する。  
(総務局、環境局、生活文化局、水道局)

### ウ ごみの排出抑制

通常の収集回数等の維持が困難になる事態に備え、区市町村と連携して、都民や事業者にごみの減量化を求める準備を行なう。

- \* 区市町村のごみ処理状況の調査を行なう。  
(総務局、環境局)

- \* 通常の収集回数等の維持が困難になる事態に備え、都、区市町村の広報及び放送・報道機関の協力を得て、都民、事業者にごみの減量化への協力要請を準備する。(知事本局、環境局、生活文化局)

## エ 食糧・生活必需品

感染拡大に伴い社会機能が低下する中においても生活上、必要となる食糧等物品の確保を図る準備を行う。

- \* 社会機能が低下する中でも、生活上必要となる食糧・生活必需品の確保について検討する。(総務局、産業労働局、生活文化局、中央卸売市場)

## オ 高齢者等への支援

外出を自粛する高齢者等の生活維持のため、食糧や生活必需品の配給などの支援について区市町村に検討するよう要請する。

また、高齢者や心身に障害を持った人たちへの介護等の支援のため、区市町村、地域住民団体、ボランティア団体等の関係団体に要請する準備を行なう。

- \* 外出自粛する高齢者等の食糧・生活必需品の調達方法について、区市町村に検討を要請する。(総務局、福祉保健局、産業労働局)
- \* 区市町村において要介護者のリストアップを行うよう要請する。(福祉保健局)
- \* 介護事業者の事業維持が困難となり、要介護者がサービスを受けられなくなる場合を想定し、対応策を検討する。(福祉保健局)

カ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザによる死亡者が多数発生した場合、火葬場の事業者可能な限り焼却炉を稼働するよう要請する。

- \* 新型インフルエンザによる死亡者が多数発生することを想定し、火葬について、可能な限り対応するよう事業者に要請する。(福祉保健局)
- \* 遺体安置所として必要な設備基準及び運用マニュアル等について検討し、策定する。(福祉保健局)

## < 後期 >

### [目標]

- 1 都内での流行の抑制
- 2 社会機能の維持
- 3 社会不安の解消とパニック防止

### [主な対策]

重症患者を中心とする入院医療体制への転換  
病床を含めた既存の医療資源の最大限の活用  
公共交通機関、ライフラインの確保  
社会不安を解消する広報活動の充実・強化

新型インフルエンザの流行拡大に伴い、重症患者を中心とした入院医療へ切り替えるなど対応の転換を図る。また、都医師会、区市町村等に対し、医療体制の転換について周知徹底を図る。

## (1) サーベイランス

### ア 感染症発生動向調査

流行の拡大状況によって規模の見直しを行うが、病原体定点については可能な限り継続する。

### イ 感染症健康危機管理情報ネットワークシステム

感染症情報システムを活用した情報収集や情報提供を継続し、感染拡大の防止を図る。

### ウ アジア感染症対策プロジェクト

アジア11都市によるネットワークを活用し、各都市における新型インフルエンザに関する情報交換を継続する。

\* 海外における発生状況、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性、安全性、効果的な使用方法など、引き続きアジア各都市から情報を収集するとともに、国内の最新情報をアジア各都市に提供する。(福祉保健局)

## (2) 情報提供

### ア 都民への情報提供

専任の広報担当者から、流行状況等の最新情報を随時提供し、社会不安の解消及びパニック防止に努める。また、都民に不要不急の外出を控えるよう引き続き呼びかけるとともに、感染予防策、相談・医療体制等について情報提供を行う。

- \* 専任の広報担当者から、都内での流行状況などの最新情報を提供するとともに、随時都民にメッセージを発し、パニック等の防止を図る。  
(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 新型インフルエンザの発生状況、予防策などの最新情報を都の広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディアの協力を得て、都民に情報提供する。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 外国人に対しては、区市町村、区市の国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 障害者に対しては、区市町村等の協力を得て、音声等により、情報提供を行う。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

### イ 関係機関への情報提供

都医師会、区市町村、保健所等の関係機関に対して、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速に情報提供する。

- \* 都医師会、区市町村、保健所等に対し、入院医療体制の変更について、周知を図る。(福祉保健局)
- \* 八都県市における新型インフルエンザ対策連絡会等を通じて、情報交換を行い、引き続き広域的な連携を図る。(総務局、福祉保健局)



### (3) 相談・検査

都民からの相談の増加に備え、健康相談のほか、生活福祉等の多様な相談に対応できる体制を区市町村の協力を得て整備する。

また、健康安全研究センターは、サーベイランスのための検査を中心に継続する。

- \* 専用回線数、対応人員等の拡充を図るとともに、多様な相談内容への対応を図る。(総務局、福祉保健局)
- \* 健康安全研究センターにおいて、引き続き病原体診断を実施するとともに、感受性試験を行い、抗インフルエンザ薬の有効性を検証する。(福祉保健局)

### (4) 医療物資の確保と活用

#### ア 抗インフルエンザウイルス薬

確保している抗インフルエンザ薬を患者等の初期治療に活用する。

なお、流行の拡大に伴い、抗インフルエンザ薬の確保が困難となることも考えられるため、流行状況と備蓄量を勘案し、使用計画の見直しを行う。

- \* 抗インフルエンザ薬の需給状況を考慮し、医療機関において予防投与を中止する。(福祉保健局)
- \* 流行が拡大し、抗インフルエンザ薬の不足が見込まれる場合には、国の示した優先順位を踏まえ、医療機関において計画的な投与を行う。(福祉保健局)

#### < 国の示す優先順位 >

- 新型インフルエンザの入院患者の治療
- 罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療
- 罹患している医学的にハイリスク群の治療
- 罹患している児童・高齢者の治療
- 一般の外来患者の治療

- \* 新型インフルエンザ以外の患者に対し、抗インフルエンザ薬を使用しないよう医療機関に要請する。(福祉保健局)

#### イ 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザワクチンが開発され、接種可能となった段階で接種計画に基づき予防接種を行う。

- \* 区市町村等と協力してワクチンの接種体制を整備し、ワクチンが製造され次第、接種計画に基づき、接種を開始する。(福祉保健局)
- \* ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。(福祉保健局)

#### ウ 医療資器材等

医療資器材の効果的な活用を図るとともに、流行の更なる拡大に備え、医療資器材等の補給に努める。

- \* 流行の更なる拡大に備え、必要とされる感染防御資器材、医薬品、消毒薬等の確保を図る。(福祉保健局)

### (5) 医療体制

#### ア 外来医療

都医師会等の協力を得て、地域の診療所等も含め、新型インフルエンザの患者等に対する診断・治療を行う。

- \* 新型インフルエンザ疑い患者をトリアージするための「発熱センター」において、引き続き初期診療を行う。(福祉保健局)
- \* 各医療機関において、発熱患者とそれ以外の患者の時差診療の実施や発熱患者の診療を行う「発熱外来」を実施する。(福祉保健局)

- \* 都内で大流行した場合に備え、都の関係機関や区市町村の協力を得て、外来診療を行う体育館等の臨時医療施設の候補地の選定、必要な医療機器等の準備に着手する。(総務局、福祉保健局、教育庁)

## イ 入院医療

流行の拡大に伴い、病床の不足が予想されることから、入院治療は重症患者を中心に行うこととし、比較的軽症者については自宅療養とする。

一方、流行拡大に対応するため、都内の入院医療が可能な一般病院において病床を確保し、新型インフルエンザ患者の受け入れを行う。

また、更に流行が大規模に拡大する場合に備え、学校の体育館等を臨時医療施設として活用するための準備に着手する。

- \* 感染症指定医療機関、陰圧の結核病床を持つ医療機関、都立病院、公社病院、入院医療が可能な一般病院において、重症患者を中心に入院医療を行う。(福祉保健局、病院経営本部)
- \* 都内で大流行した場合に備え、都の関係機関や区市町村の協力を得て、入院医療を行う体育館等の臨時医療施設の候補地の選定、必要な医療機器等の準備に着手する。(総務局、福祉保健局、教育庁)

## ウ 医療スタッフ

各医療機関は、感染による発病等により医療スタッフが不足した場合、他の医療機関から応援を求めるほか、退職者等の現在従事していない有資格者の活用を図る。

- \* 退職者等の現在従事していない医師・看護師等の有資格者の活用を図る。(福祉保健局)
- \* 医療行為以外での活動が可能なボランティアに対し、協力を要請する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

## エ 患者搬送体制

患者数の拡大に対応し、患者搬送体制の確保に努める。

- \* 患者数の拡大に対応し、搬送体制を確保するとともに、さらに流行が拡大する場合には、新型インフルエンザの患者搬送が可能な民間搬送業者を活用する。(福祉保健局、東京消防庁)
- \* 大規模流行に備え、様々な搬送の可能性について検討し、体制の確保を図る。(福祉保健局、東京消防庁)

## (6) 防疫体制

### ア 予防とまん延防止対策

感染の機会を減少させるため、予防的な対応として学校の臨時休業などを要請するとともに、社会福祉施設等においても、入所者の施設外部との接触を制限するなど、感染拡大の防止に努める。

- \* 学校や通所施設等の臨時休業について、各設置者等に要請する。  
(教育庁、福祉保健局、生活文化局)
- \* 事業所、福祉施設等において、マスク着用、うがい・手洗いを勧奨する。また、新型インフルエンザ様症状が認められた場合、従業員等の就業を制限するとともに、入院協力医療機関での受診を勧める。  
(総務局、福祉保健局)
- \* 新型インフルエンザの患者等に対して、自宅待機を要請するとともに、区市町村、関係団体の協力を得ながら、待機期間中に必要な支援を行う。  
(総務局、福祉保健局)

### イ 水際対策

発生地域から新型インフルエンザの流入防止を図るとともに、国外への流出を防止するため、感染を疑う症状のある者等に対して渡航自粛を求める。

- \* 船舶から疑い患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。  
(福祉保健局、港湾局)

\* 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛、及び発熱等の症状がある者の渡航自粛を呼びかける。(福祉保健局、生活文化局)

## (7) 社会活動等の制限

### ア 集会等の自粛

感染の拡大防止のため、都民に対して、集会等の各種行事の実施を自粛するよう協力を要請する。

\* 都のもつ広報手段の他、区市町村、報道機関等の協力を得て、都民に対して集会等の各種行事の自粛を要請する。(知事本局、総務局、生活文化局)

### イ 公共交通機関の運行縮小

人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小を事業者に要請する準備を行う。

運行縮小が実施されている間、ライフラインや医療機関等の事業者は、要員の輸送手段を確保することに努めるよう要請する準備を行う。

\* 引き続き公共交通機関・ライフライン事業者連絡会(仮称)において、情報交換等を行う。(総務局、福祉保健局、交通局)

### ウ 企業等の事業活動の自粛

人の集合に伴う感染の機会を減少させるため、スタジアム、劇場等の集客施設業界など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛を事業者に要請する。

\* 集客施設事業者に対して、業種と期間を限定し、事業活動の自粛を要請する。(総務局、福祉保健局、産業労働局)

## (8) 市民生活

### ア 公共交通機関・ライフライン

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保を図る。

また、区市町村が行うごみ処理については、区市町村と連携して機能確保を図る。

\* 引き続き、公共交通機関、電気、ガス、水道などのライフライン事業者に対して、要員を確保し、それぞれの機能を維持するよう要請する。  
(総務局、水道局、下水道局、交通局)

\* 引き続き、区市町村に対して要員を確保し、ごみ処理機能を維持するよう要請する。(総務局・環境局)

### イ 企業活動の抑制

社会機能の低下による影響を最小限とするため、都民及び企業の事業者に対して電気、ガス、水道その他資源の使用を抑制するよう、協力を要請する。

\* 供給不足が予測されるときは、都、区市町村及び各ライフライン事業者の広報媒体による都民、事業者へ使用抑制についての協力要請を行う。  
(総務局、生活文化局、環境局、水道局)

### ウ ごみの排出抑制

通常の収集回数等の維持が困難な場合、区市町村と連携して、都民や事業者にごみの減量化を求める。

\* 通常の収集回数等の維持が困難な場合、都、区市町村の広報及び放送・報道機関を通して、ごみの減量化を都民、事業者に呼びかける。  
(知事本局、総務局、環境局、生活文化局)

## エ 食糧・生活必需品

社会機能が低下する中、関係業界団体等の協力を得て、食糧・生活必需品の確保に努める。

- \* 生産、仲卸し、小売団体、流通業者、運輸業者など、食糧、生活必需品の供給に関係する事業者確保を要請する。  
(総務局、産業労働局、生活文化局、中央卸売市場)
- \* 特に不足が予測される食糧・生活必需品の供給について、関係業界に別途要請する。(総務局、産業労働局、生活文化局、中央卸売市場)

## オ 市民生活の安全・安心

新型インフルエンザが急速に感染拡大する中で、防犯・防災機能を維持し、市民生活の安全・安心を確保する。

- \* 警視庁、東京消防庁に地域の防犯・防災機能の確保を要請する。  
(総務局、青少年治安対策本部)
- \* 地域住民団体等に対し、警視庁、東京消防庁の指導のもとでの防犯・防災活動への協力をするよう、区市町村を通じて要請する。  
(総務局、青少年治安対策本部)

## カ 高齢者等への支援

新型インフルエンザの感染に際して重症化しやすい高齢者等に外出自粛の協力を要請する。その場合、外出できない高齢者等の生活維持のため、食糧や生活必需品の配給などを地域住民団体や宅配事業者等に要請する。

また、高齢者や心身に障害を持った人たちへの介護等の支援のため、区市町村、地域住民団体、ボランティア団体等の関係団体に要請する。

- \* 高齢者、乳幼児のいる家庭等に対して、都と区市町村の広報、放送・報道機関の協力を得て、不要不急な外出の自粛を要請する。  
(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)

- \* 外出自粛する高齢者等の食糧、生活必需品の調達について、区市町村、町会等地域住民団体に、協力要請するとともに、宅配事業者、小売事業者等に注文窓口の設置・周知と配達を要請する。  
(福祉保健局、産業労働局)
- \* 介護事業者に事業維持を要請する。(福祉保健局)
- \* 介護事業者の事業維持が困難となった場合でも、要介護者が引き続きサービスを受けられるよう、事業継続が可能な他の介護事業者によるサービス提供等を、区市町村等に協力要請する。(福祉保健局)

#### キ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザによる死亡者が多数発生した場合、火葬場の事業者  
に、可能な限り焼却炉を稼働するよう要請する。

また、火葬場の焼却能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置する  
ため、臨時医療施設とは別の公共施設(都・区市町村の体育館やスポーツ  
センター等)を使用する準備を行う。

さらに、一時的に設置された遺体安置所において、収容能力を超える事  
態となった場合、十分な消毒を行った上で、都立公園等に一時的に埋葬す  
ることも検討する。

- \* 急増する新型インフルエンザによる死亡者に対応するため、可能な限り  
焼却炉を稼働し、火葬するよう事業者に要請する。(福祉保健局)
- \* 大規模流行期において死亡者の急増により、遺体安置所での収容能力を  
超える事態に備え、都立公園の一部を一時埋葬地とすることについて、  
次の事項を検討する。(総務局、福祉保健局、建設局)
  - ・ 都立公園の一部を一時埋葬地とすることに必要な手続の簡素化及び  
土葬のための調整
  - ・ 都立公園の一時埋葬の適地(候補地)のリストアップ
- \* 都立公園の一時埋葬地で埋葬する場合に備え、葬儀業者への協力要請  
の準備を行う。(福祉保健局)



## 5 大規模流行期

流行予測を超えて都内で大流行し、新たな対応が必要となる時期

### [目標]

- 1 新型インフルエンザの大流行による社会機能の破たん回避
- 2 大規模流行に応じた新たな医療体制の確保

### [主な対策]

公共交通機関の運行縮小  
企業等の事業活動の自粛  
学校等の公共施設を臨時医療施設として活用  
遺体安置所の設置等の実施

### 知事の「感染症緊急事態宣言」

知事は、感染が危機的に拡大し、社会機能に破たんの恐れが生じたときは、範囲と期間を限定した公共交通機関の運行縮小や企業等の事業活動の自粛の措置などにより、感染の機会を減少させ、破たんを回避する。

なお、こうした措置を取ることにについて、都民や事業者に協力を求める。

## (1) サーベイランス

### ア 感染症発生動向調査

患者定点、病原体定点からの報告について、規模の見直しを行う。

### イ 感染症健康危機管理情報ネットワークシステム

感染症情報システムを継続して活用し、新型インフルエンザについての情報を関係機関相互で共有し、感染拡大防止及び流行縮小に向けた対応策に活用する。

### ウ アジア感染症対策プロジェクト

アジア11都市によるネットワークを活用し、各都市における新型インフルエンザに関する情報交換を継続する。

\* 海外における発生状況や抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性、安全性、効果的な使用方法など、引き続きアジア各都市から情報を収集するとともに、国内の最新情報をアジア各都市に提供する。(福祉保健局)

## (2) 情報提供

### ア 都民への情報提供

引き続き、専任の広報担当者から、流行状況等の最新情報を随時提供し、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

また、都民に不要不急の外出を控えるよう呼びかけるとともに、感染予防策、相談・医療体制のほか、食糧・生活必需品等に関する情報、社会機能の維持に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行う。

- \* 専任の広報担当者から、都内での流行状況など最新情報を提供するとともに、随時都民にメッセージを発し、パニックの防止等を図る。  
(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 新型インフルエンザの基本的知識、発生状況、予防策などの最新情報を都の広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディアの協力を得て、都民に情報提供する。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 外国人に対しては、区市町村、区市の国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 障害者に対しては、区市町村等の協力を得て、音声等により、情報提供を行う。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

### イ 関係機関への情報提供

都医師会等の関係機関への迅速、正確な情報提供を継続する。

- \* 都医師会に、新型インフルエンザの特性に応じた治療・防疫・予防対策等の最新情報を提供する。(福祉保健局)
- \* 区市町村等からの相談・問い合わせに対応する窓口において、引き続き専任職員が応ずる。(福祉保健局)

- \* 八都県市における新型インフルエンザ対策連絡会等を通じて、情報交換を行い、引き続き広域的な連携を図る。(総務局、福祉保健局)

### (3) 相談・検査

区市町村の協力を得て、健康相談のほか、生活福祉等の多様な相談に引き続き対応する。また、健康安全研究センターにおいて、サーベイランスのための検査を継続して行う。

- \* 相談件数の更なる増加に伴い、専用回線数、対応人員等の拡充を図るとともに、多様な相談内容への対応を図る。  
(総務局、福祉保健局)
- \* 健康安全研究センターにおいて、引き続き病原体診断を実施するとともに、感受性試験を行い、新型インフルエンザウイルスの変異や抗インフルエンザ薬の有効性を検証する。(福祉保健局)

### (4) 医療物資の確保と継続

#### ア 抗インフルエンザウイルス薬

抗インフルエンザ薬は、患者等の初期治療に活用する。

なお、この時期は、抗インフルエンザ薬が不足することが考えられるため、新型インフルエンザの治療に限定した使用を徹底させるとともに、優先順位に従って計画的に投与する。

- \* 抗インフルエンザ薬の不足が見込まれることから、国の示した優先順位を踏まえ、医療機関において計画的な投与を行う。(福祉保健局)

< 国の示す優先順位 >

新型インフルエンザの入院患者の治療

罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療

罹患している医学的にハイリスク群の治療

罹患している児童・高齢者の治療

一般の外来患者の治療

## イ 新型インフルエンザワクチン

新型インフルエンザワクチンが開発され、接種可能となった段階で接種計画に基づき予防接種を行う。

- \* 区市町村等と協力してワクチンの接種体制を整備し、ワクチンが製造され次第、接種計画に基づき、接種を開始する。(福祉保健局)
- \* ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。(福祉保健局)

## ウ 医療資器材等

医療資器材等を適切に配分し、効果的に活用するとともに、不足する医療資器材等の補充に努める。

また、この時期には流通量が不足することも考えられるので、標準予防策等の徹底により感染予防を行うことで、医療資器材等の節減を図る。

- \* 流行の状況に応じ、必要とされる感染防御資器材、医薬品、消毒薬等の補充を図る。(福祉保健局)

## (5) 医療体制

### ア 外来医療

大規模流行により、医療機関において患者(疑い患者を含む。)の対応が困難となる場合は、学校や体育館等の公共施設を臨時医療施設として使用し、外来医療の確保を図る。

また、外来診療を行う施設として設置した「発熱センター」において、引き続き新型インフルエンザ疑い患者のトリアージを行う。

- \* 新型インフルエンザ疑い患者をトリアージするための「発熱センター」において、引き続き初期診療を行う。(福祉保健局)
- \* 各医療機関において、引き続き「発熱外来」を実施する。(福祉保健局)

- \* 流行が拡大し、医療機関だけでは患者対応が困難な場合は、体育館等の臨時医療施設において外来診療を行う。(総務局、福祉保健局、教育庁)

#### イ 入院医療

入院治療は重症患者を中心に行うこととし、入院協力医療機関以外の病院に対し、病棟単位・フロア単位での病床確保を図る。

また、既に入院協力医療機関とされている病院に対し、新型インフルエンザ専用の病棟・フロアの拡大や病院全体の専用病院化を図る。

それでも病床が不足する場合には、学校の体育館等の公共施設を臨時医療施設として開設し、入院医療を行う。

- \* 感染症指定医療機関、陰圧の結核病床を持つ医療機関、都立病院、公社病院、入院医療が可能な一般病院において、重症患者を中心に入院医療を行う。(福祉保健局、病院経営本部)
- \* 検査入院や急を要さない手術等の延期などにより、新型インフルエンザ患者の専用病棟又は専用フロアを拡大、又は専門病院化することにより入院患者の受け入れを図る。(福祉保健局、病院経営本部)
- \* 都内での大流行に対応し、学校や体育館等の臨時医療施設において入院患者の受け入れを行う。(総務局、福祉保健局、教育庁)

#### ウ 医療スタッフ

臨時医療施設のスタッフについては、都医師会等の協力を得るとともに、退職者等の現在従事していない有資格者の活用等により確保を図る。

また、医療行為以外の分野でボランティアの協力を呼びかける。

- \* 臨時医療施設等の医療現場において、都医師会等の協力を得て、退職者等の現在従事していない医師・看護師等の有資格者の活用を図る。(福祉保健局)
- \* 医療行為以外の分野で活動可能なボランティアの協力を呼びかける。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

## エ 患者搬送体制

臨時医療施設から医療機関への転院等を含め、様々な状況に対応した搬送体制の確保に努める。

- \* 都内での大規模流行に対応するため、大型車両での搬送など、様々な状況に対応した搬送体制の確保を図る。(福祉保健局、東京消防庁)

## (6) 防疫体制

### ア 予防とまん延防止対策

学校等の臨時休業や社会福祉施設等の入所者の施設外部との接触制限等により、感染拡大の防止に努める。

また、公共交通機関の運行縮小等により、自宅待機者が増加すると同時に、保健医療に従事する職員の予防活動も制限されることから、保健所等は電話等の通信手段を利用した相談、指導の徹底を図る。

- \* 学校や通所施設等の臨時休業について、各設置者等に要請する。  
(教育庁、福祉保健局、生活文化局)
- \* 事業所、福祉施設等において、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。  
また、新型インフルエンザ様症状が認められた場合、従業員等の就業を制限するとともに、感染症指定医療機関等での受診を勧める。  
(総務局、福祉保健局)
- \* 新型インフルエンザの患者等に対し、自宅待機を要請するとともに、  
区市町村、関係団体の協力を得ながら、待機期間中に必要な支援を行う。  
(総務局、福祉保健局)

## イ 水際対策

発生地域からの新型インフルエンザウイルスの流入防止を図るとともに、国外への流出を防止するため、感染を疑う症状のある者等に対して渡航自粛を求める。

- \* 船舶から疑い患者の発生の連絡を受けた場合、検疫所が実施する防疫措置、疫学調査、隔離・停留等に連携・協力して対応する。  
(福祉保健局、港湾局)
- \* 引き続き、新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛及び発熱等の症状がある者の渡航自粛を呼びかける。(福祉保健局、生活文化局)

## (7) 社会活動等の制限

### ア 公共交通機関の運行縮小

人の移動や集合に伴う感染の機会を減少させるため、区間と期間を限定して、公共交通機関の運行縮小を事業者に要請する。

運行縮小が実施されている間、ライフラインや医療機関等の事業者は、要員の輸送手段を確保することに努めるよう要請する。

- \* 公共交通機関事業者に対して、区間と期間を限定して運行縮小を要請する。(総務局、交通局)
- \* 公共交通機関の運行縮小に伴うライフライン事業や医療機関の要員は、各事業者で確保するよう要請する。(総務局、交通局)

### イ 各種行事等の自粛

感染の拡大防止のため、都民に対し、各種行事等を自粛するなど外出を控えるよう引き続き呼びかける。

- \* 各種行事等の自粛、不要不急の外出を控えるよう、引き続き都民に呼びかける。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

#### ウ 企業等の事業活動の自粛

人の集合に伴う感染の機会を減少させるため、スタジアム、劇場等の集客施設業界など、業種と期間を限定し、事業活動の自粛を事業者に要請する。

- \* 集客施設事業者との連絡会での意見を踏まえ、業種と期間を限定し、事業活動の自粛を要請する。(総務局、産業労働局)

公共交通機関の運行縮小や集客施設事業者の事業自粛にも関わらず、感染拡大が止まらない場合、国と協議し、交通機関の運行停止、企業等の事業活動の停止を検討する。(総務局)

### (8) 市民生活

#### ア 公共交通機関・ライフライン

公共交通機関及び電気・ガス・水道などのライフライン事業者の協力を得て、その機能の確保を図る。

また、区市町村が行うごみ処理については、区市町村と連携して機能確保を図る。

- \* 引き続き、公共交通機関、電気、ガス、水道などのライフライン事業者に対して、要員を確保し、それぞれの機能を維持するよう要請する。(総務局、水道局、下水道局、交通局)
- \* 引き続き、区市町村に対して要員を確保し、ごみ処理機能を維持するよう要請する。(総務局・環境局)



## イ 食糧・生活必需品

社会全般にわたり社会機能が低下している中であっても、関係業界団体から必要な食糧・生活必需品の確保に努めるよう要請する。

- \* 引き続き、生産者団体、運輸業界、流通業界、小売業界などの関係業界団体に対して食糧・生活必需品の確保を要請する。  
(総務局、産業労働局、生活文化局、中央卸売市場)
- \* 引き続き、特に不足する物資の供給について、関係業界に別途要請する。  
(総務局、産業労働局、生活文化局、中央卸売市場)

## ウ 市民生活の安全・安心

市民生活の安全・安心を確保するため、防犯・防災機能を確保する。

- \* 引き続き、警視庁、東京消防庁に地域の防犯・防災機能の確保を要請する。(総務局、青少年治安対策本部、)
- \* 引き続き、地域住民団体等に、警視庁、東京消防庁の指導もとでの防犯・防災活動への協力を、区市町村の協力を得て要請する。  
(総務局、青少年治安対策本部)

## エ 高齢者等への支援

高齢者等への外出自粛の協力要請、高齢者等への食糧や生活必需品の配給を引き続き実施する。また、高齢者や心身に障害を持った人たちへの介護等の支援について、関係団体の協力を得ながら対応に努める。

- \* 引き続き、高齢者、乳幼児のいる家庭等に不要不急の外出自粛を要請する。(総務局、福祉保健局)
- \* 引き続き、外出自粛する高齢者等の食料、生活必需品の調達について、区市町村、町会等地域住民団体に協力要請するとともに、宅配業者、小売事業者等に注文窓口の設置・周知と配達を要請する。  
(総務局、生活文化局、福祉保健局)

- \* 引き続き、介護事業者に対し、要介護者への事業維持を要請するとともに、事業維持が困難となったときでも、要介護者が引き続きサービスを受けられるよう、事業維持が可能な他の介護事業者によるサービス提供等、区市町村等に協力要請する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

## エ 遺体に対する適切な対応

火葬場の焼却能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に安置するため、臨時医療施設とは別の公共施設(都・区市町村の体育館やスポーツセンター等)を使用する。

また、一時的に設置された遺体安置所において、収容能力を超える事態に備え、都立公園を活用しての一時的埋葬の整備に着手する。

- \* ドライアイスを扱う業界に、遺体安置所設置時にドライアイスを供給するよう要請する。(総務局、福祉保健局)
- \* 区市町村に対して、遺体安置所の設置、運用を要請する。(総務局、福祉保健局)
- \* 冷蔵・冷凍倉庫を一時的に遺体安置所として使用する必要が生じた場合は、事業者に要請する。(総務局、福祉保健局)
- \* 都立公園内で一時埋葬地を指定する。(建設局)
- \* 都立公園内一時埋葬地への埋葬について葬儀業者の協力を要請する。(福祉保健局)

## 6 流行終息期

流行が終息に向かい、新規外来患者数が1医療機関当たり週10人以下となる状況が2週間続いた時期

### [目標]

- 1 社会機能の段階的回復
- 2 流行が再燃した場合の対策強化

### [主な対策]

臨時医療施設での医療を感染症指定医療機関等へ移行  
新たな発生や流行の再燃への備え、計画の見直しと体制の改善

### 知事の「終息宣言」

知事は、流行終息期において、新型インフルエンザの流行が終息したと判断されたとき「終息宣言」を発表し、社会活動を徐々に再開する。

## (1) サーベイランス

### ア 感染症発生動向調査

患者の発生が減少に転じた後も、感染症発生動向調査について見直しを行いつつ継続し、新たな発生や流行の再燃に備える。

\* 都内での発生状況を日単位で把握するとともに、入院患者数、死亡者数等の最新情報を把握する。(福祉保健局)

### イ 感染症健康危機管理情報ネットワークシステム

新たな発生や流行の再燃に備え、感染症情報システムの課題を整理し、必要な改善を行う。

### ウ アジア感染症対策プロジェクト

東京での流行状況の変化と合わせ、アジア各都市での流行状況を把握し、今後の新型インフルエンザの発生動向の参考とする。

また、アジア11都市間のネットワークの課題を整理し、必要な改善を行う。

- \* 海外における発生状況や、抗インフルエンザ薬やワクチンの有効性、安全性、効果的な使用方法など、引き続きアジア各都市から情報を収集するとともに、国内の最新情報をアジア各都市に提供する。  
(福祉保健局)

## (2) 情報提供

### ア 都民への情報提供

患者発生が減少傾向となっても、「終息宣言」が発表されるまでは都民への情報提供は継続する。

流行中であっても必要な見直しを行うとともに、終息後も再燃や新たな発生に備え、情報提供体制の課題を検討し、必要な改善を行う。

- \* 専任の広報担当者から、都内での流行状況など最新情報を提供するとともに、随時都民にメッセージを発し、パニック等の防止を図る。  
(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 新型インフルエンザの基本的知識、発生状況、予防策などの最新情報を都の広報媒体のほか、区市町村、関係機関、メディアの協力を得て、都民に情報提供する。(知事本局、総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 外国人に対しては、区市町村、区市の国際交流協会、民間等の協力を得て、情報提供する。(総務局、生活文化局、福祉保健局)
- \* 障害者に対しては、区市町村等の協力を得て、音声等により、情報提供を行う。(総務局、生活文化局、福祉保健局)

### イ 関係機関への情報提供

都民への情報提供と同様に、患者発生が減少傾向となっても「終息宣言」が発表されるまで関係機関への情報提供を継続し、必要な見直しを行う。

- \* 都医師会に、新型インフルエンザの特性に応じた治療・防疫・予防対策等の最新情報を提供する。(福祉保健局)

\* 区市町村等からの相談・問い合わせに対応する窓口において、引き続き、専任職員が応ずる。(福祉保健局)

\* 八都庁市における新型インフルエンザ対策連絡会等を通じて、情報交換を行い、引き続き広域的な連携を図る。(総務局、福祉保健局)

### (3) 相談・検査

相談・検査体制は、「終息宣言」が発表されるまでは継続するが、流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備え、相談・検査体制を検証し、改善に努める。

\* 相談件数の減少に伴い、専用回線数、対応人員等を縮小する。  
(総務局、福祉保健局)

### (4) 医療物資の確保と活用

#### ア 抗インフルエンザウイルス薬

抗インフルエンザ薬の確保が困難となる場合には、優先順位に基づく投与、標準予防策等の徹底により計画的な使用を行う。また、新たな発生や流行の再燃に備え、確保計画、使用計画の見直しを行う。

#### イ 新型インフルエンザワクチン

接種計画に基づいて接種を行うとともに、新たな発生や流行に備え、ワクチンの接種の推進を図る。

\* 区市町村等と協力し、ワクチン接種計画に基づき、接種を継続して実施する。(福祉保健局)

\* ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。(福祉保健局)

## ウ 医療資器材等

必要に応じて医療資器材等の確保に努めるとともに、標準予防策等の徹底により感染予防を図る。また、新たな発生や流行の再燃に備え、医療資器材等の確保、配備計画の見直しを行う。

## (5) 医療体制

### ア 外来医療

臨時医療施設での外来診療は、各医療機関での外来医療が可能と判断された時点で終了する。

また、新たな発生や流行の再燃に備えて、都医師会等関係機関と課題を整理し、改善に努める。

- \* 臨時医療施設での外来診療を終了し、通常の医療機関での外来診療へと移行する。(福祉保健局)
- \* 「発熱センター」において、引き続き初期診療を行うとともに、状況に応じて縮小する。(福祉保健局)

### イ 入院医療

臨時医療施設での入院医療は、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関での入院医療が可能と判断された時点で終了する。

また、新たな発生や流行の再燃に備えて、感染症指定医療機関等と課題について整理し、改善に努める。

- \* 臨時医療施設での入院医療を終了し、感染症指定医療機関等での入院医療へと移行する。(福祉保健局)

#### ウ 医療スタッフ

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備えて医療スタッフの確保策について見直し、改善に努める。

\* 臨時に応援を依頼していた医師・看護師等の有資格者やボランティア等の動員を解除し、通常の医療スタッフによる医療行為へと移行する。  
(福祉保健局)

#### エ 患者搬送体制等

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備えて、患者搬送体制を見直し、改善に努める。

#### オ こころのケア対策

流行状況を勘案し、流行後のこころのケアについても対応する。

\* 精神保健福祉センター、保健所等において、専門相談員による相談対応を行う。(福祉保健局)

### (6) 防疫体制

#### ア 予防とまん延防止対策

流行の経過を踏まえ、新たな発生や流行の再燃に備えて、まん延防止対策を見直し、改善に努める。

#### イ 水際対策

流行の経過を踏まえ、検疫体制の課題を検証し、新たな発生や流行の再燃に備え、水際対策について国に改善を求める。

### (7) 社会活動等の制限

流行の状況を踏まえ、都民に対しての各種行事の自粛を解除する。

## (8) 市民生活

### ア 市民生活の安全・安心の確保

防犯・防災機能の状況を踏まえ、警視庁、東京消防庁の指導の下での地域住民団体の防犯・防災活動を平常時の体制に移行させる。

### イ 高齢者等への支援

社会機能の状況を踏まえ、平常時の体制に移行させる。

### ウ 遺体に対する適切な対応

火葬場の稼動については、新型インフルエンザによる死亡者数を踏まえ、平常時の体制に戻す。また、遺体安置所についても、新型インフルエンザによる死亡者数を踏まえ、順次閉鎖していく。





## 参 考 资 料

## ・都の発生段階と国のフェーズとの比較

都		国	
発生段階	基準	フェーズ	定義
発生前期	ヒトへの感染事例も認められるが、ヒト-ヒト感染は明らかでない。	フェーズ1 (前パンデミック期)	ヒトへ感染する恐れのあるウイルスが存在。ヒトへの感染リスクは小さい。
		フェーズ2 A・2 B (前パンデミック期)	ヒトへの発症に対してかなりのリスクを提起する。
		フェーズ3 A・3 B (パンデミックアラート期)	ヒト感染が見られるが、ヒト-ヒト感染による拡大は見られない。
海外発生期	海外でヒト-ヒト感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認される。	フェーズ4～6 A (パンデミックアラート期～パンデミック期)	国内非発生
国内発生期	国内又は都内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染拡大は非常に限られている。	フェーズ4 B (パンデミックアラート期)	限定されたヒト-ヒト感染の小さな集団(クラスター)が見られるが拡散は非常に限定されている。
都内流行期	前期	フェーズ5 B (パンデミックアラート期)	より大きなクラスターが見られるがヒト-ヒト感染は依然限定的
	後期	フェーズ6 B (パンデミック期)	一般のヒト社会の中で感染が増加、持続している。
大規模流行期	流行予測を超えて大流行し、全医療機関で確保可能な病床数を超える規模での発生が予想され、新たな対応が必要となる。		
流行終息期	新規外来患者数が1医療機関あたり週10人以下となる状況が2週間以上続く。	(後パンデミック期)	パンデミックが発生する前の状態へ急速に回復している。

国のフェーズでAは国内非発生、Bは国内発生を示す。

## ・国内・国際連携システムの構築

### 1 感染症健康危機管理情報ネットワークシステムの構築

東京都、特別区、感染症指定医療機関等の感染症対策に携わる関係機関において、感染症の発生情報や診療情報等の一元的な提供、共有化を図るとともに、意見交換等を行うための「感染症健康危機管理情報ネットワークシステム」により、感染症対策の強化を図る。

また、このシステムの一つである症候群別サーベイランスにおいて、新型コロナウイルスの早期把握と感染拡大防止を図る。

#### システムの概要

##### 感染症情報ネットワークシステム

感染症情報の一元的な提供、情報及び意見交換を実施する感染症専用のポータルサイトシステム

##### 診療情報迅速把握システム

新感染症、指定感染症及び一類感染症の発生時において、医療機関等からの診療情報をデータベース化し、迅速・効率的に把握するシステム

##### 症候群別サーベイランスシステム

新感染症や不明疾患などの発生状況を、症候群別に収集することにより早期の段階で把握するシステム

### 2 アジア感染症対策プロジェクトによる国際連携システムの構築

アジア各国の都市化の進行、人口密度の増加、特に国際的な輸送・交通網の発達などにより、ひとたび感染症が発生した場合には、急速にまん延することが危惧されている。このため、インターネットを活用し、アジア11都市の行政機関、医療機関、研究機関をダイレクトに結び、感染症発生時の連絡や平常時の情報交換等を行う「感染症情報ネットワークシステム」を構築し、感染症対策の一層の強化を図る。

#### アジア感染症対策プロジェクトの概要

平成16年11月にジャカルタで開催された第4回アジア大都市ネットワーク21総会において、東京都が提案し、バンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、ヤンゴン)が参加する新たな共同事業として採択された。

#### 医師・研究者等による恒常的・強固なネットワークの構築

感染症発生時に即応するための各都市の行政機関、研究機関、医療機関間の連絡体制の整備。感染症に関する具体的症例・経験やノウハウの共有化、人材育成の推進

#### 共同調査・研究

未知の病原体の確定、感染経路の特定、治療方法の確立、予防対策の充実などのための共同調査や研究の実施

## ・国への提案要求

新型インフルエンザの発生が危惧される現状を踏まえ、感染症危機管理の観点から、新興感染症対策の更なる充実強化を図るため、以下の方策を講ずるよう国へ要望を行った。(平成17年11月10日)

### 感染症対策の充実

提案要求先 内閣官房・法務省・厚生労働省・国土交通省  
都 所 管 局 福祉保健局・総務局・港湾局

重症急性呼吸器症候群(SARS)や新型インフルエンザの集団発生、天然痘テロ発生等が危ぐされる現状を踏まえ、感染症健康危機管理の観点から、新興・再興感染症をはじめとする感染症対策の更なる充実強化を図るため、以下の方策を講じること。

- 1 新感染症及び一類感染症等に対応できる専門医の確保や感染症病室の整備運営、感染防止資器材の確保等について、地方公共団体に過重に負担が生じないように、地域の実情にあった国庫補助を行うなど、積極的支援を図ること。
- 2 新興感染症や原因不明疾患等の発生を早期に把握するシステムを充実させるとともに、発生時に迅速かつ的確な対応がとれるよう、治療薬、ワクチンの開発を推進すること。また、国が主体的に抗インフルエンザ治療薬の備蓄を行うなど、予防対策を充実すること。  
(以上、厚生労働省)
- 3 検疫体制を充実強化し、病原体の国内侵入を未然に防止すること。また、感染の疑いのある不法入国者等に対する隔離・収容等の防疫措置について、行動制限が行えるよう法令を整備するとともに、収容施設を整備するなど国において主体的に対策を講じること。
- 4 特に、新型インフルエンザの大規模発生に備え、国が主体となって総合的な対策を講じること。(以上、内閣官房・法務省・厚生労働省・国土交通省)

## 《用語解説》

### インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは A、B、C の 3 型があり、A 型インフルエンザウイルス粒子表面には赤血球凝集素 (HA) とノイラミニダーゼ (NA) という糖蛋白がある。特に A 型は、HA 16 種類、NA 9 種類の抗原性の異なる亜型が存在し、ヒトを含む哺乳類や鳥類に広く分布している。

### 高病原性鳥インフルエンザ

「鳥インフルエンザ」とは、ヒトのインフルエンザウイルスとは別の A 型インフルエンザウイルスによる感染症のことをいい、感染した鳥が死亡するなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

この「高病原性」とは、鳥に対する病原性を示したものであり、ヒトに対する病原性を示したものではない。

ヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、一般的に、病鳥と近距離で接触した場合、又はそれらの内臓や排泄物に接触した場合が多いと考えられており、鶏肉や鶏卵を食べることによって、ヒトに感染したという事例の報告はない。

### 新型インフルエンザウイルス

今まで人類が経験したことのない新しい亜型の A 型インフルエンザウイルスが発生し、ヒトからヒトへ感染する能力をもったもの。

### 基本再生産数

基本再生産数 ( $R_0$ ) とは、一人の患者から発生する二次感染者数を示す。 $R_0$  が 1 以上であれば感染は拡大し、1 未満であれば感染は拡大しない。

### サーベイランス

疾病を予防し有効な対策を確立する目的で、疾病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。

### 感染症発生動向調査

感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況の調査のこと。

### 「東京・新型インフルエンザアラート」

新型インフルエンザの海外発生期や国内発生期において、感染地域からの帰国者や医療従事者からの疑い例の報告を受け、必要なウイルス検査を実施することにより、患者の発生を迅速的確に把握するシステム。

### PCR検査 (polymerase chain reaction)

微量のDNAを、複製に關与する酵素(ポリメラーゼ)とDNA小断片(プライマー)を用いて大量に増やす方法で、ウイルスの迅速診断法として有用である。インフルエンザウイルスはRNAウイルスであるため、逆転写酵素でDNAに変換してPCR検査を行う。

### 標準予防策

感染の有無にかかわらず、患者全ての血液、体液、分泌物、排泄物、粘膜、創傷皮膚は感染の可能性があるものとして考え、手洗い、個人的防護具(手袋、マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン)の使用など、適切な感染予防策のこと。

### 積極的疫学調査

感染症の発生に際し、原因の究明とともに感染源を把握し、感染の拡大防止を図るために行う行動調査、喫食調査、健康調査などのこと。

なお、海外で感染症が流行している場合など、国内での当該感染症の発生を防止する観点から行う調査も含まれる。

### 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定された新感染症、一類感染症、二類感染症に罹患した患者の入院医療を行う医療機関のことで、特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関、第2種感染症指定医療機関に分けられる。

### 感染症外来協力医療機関

平成15年にアジアを中心に流行したSARSの際に、外来医療を確保する目的で東京都独自に設置された。感染症法に規定された疾患に加え、新型インフルエンザ等、新たに発生する感染症の外来医療を担うことが期待される医療機関。

### クラスターサーベイランス

感染した集団(クラスター)を早期に把握する為に、医療従事者、学童・児童、施設入所者など特定の集団において、複数の患者発生を認める場合に、報告をもらうシステムのこと。

### 症候群別サーベイランス

疾患の流行を早期に把握するために、決められた症状を有する患者について特定の医療機関から報告を受けるシステムのこと。

### 家きん

飼育している鳥類のこと。(例：鶏、あひる、七面鳥、うずら)

### トリアージ

患者の病状、疫学情報などから疑い患者を選別したり、治療の優先順位をつけたりすること。

### 発熱センター

医療資源の有効活用及び外来診察時の院内感染を予防するために、発熱患者を新型インフルエンザ等の目的とする疾患(疑いを含む。)に振り分けるための施設。

### 陰圧病床

病室内部の気圧を病室外部より低くすることによって、病原体を病室外に広げないようにした病床(医療施設)のこと。空気感染をおこす感染症(例：麻疹、水痘、結核など)の入院医療を行う際に、院内感染対策として重要になる。